

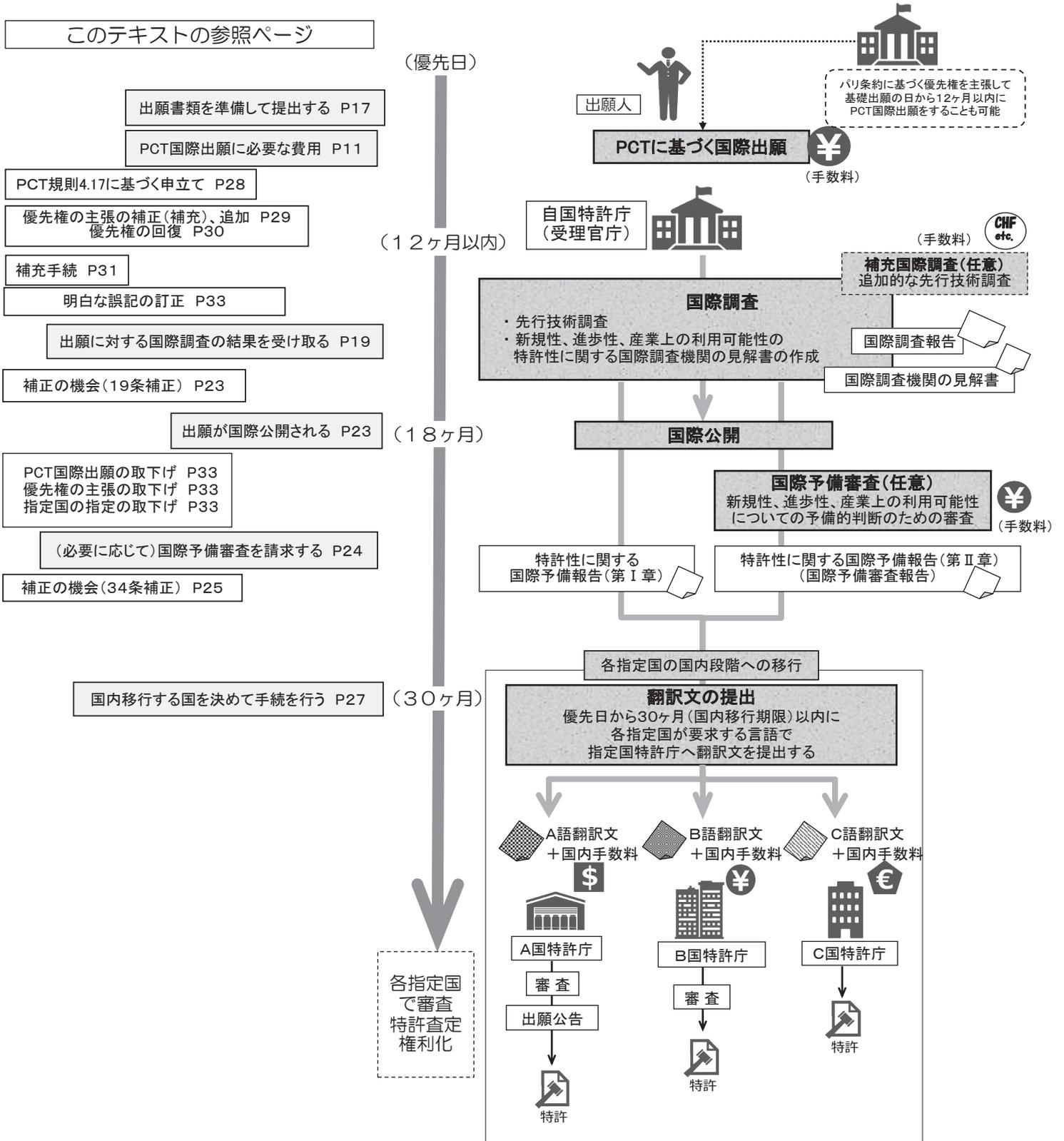
# PCT 国際出願制度の概要

～海外で賢く特許権を取得する PCT の仕組み～

令和 6 年度

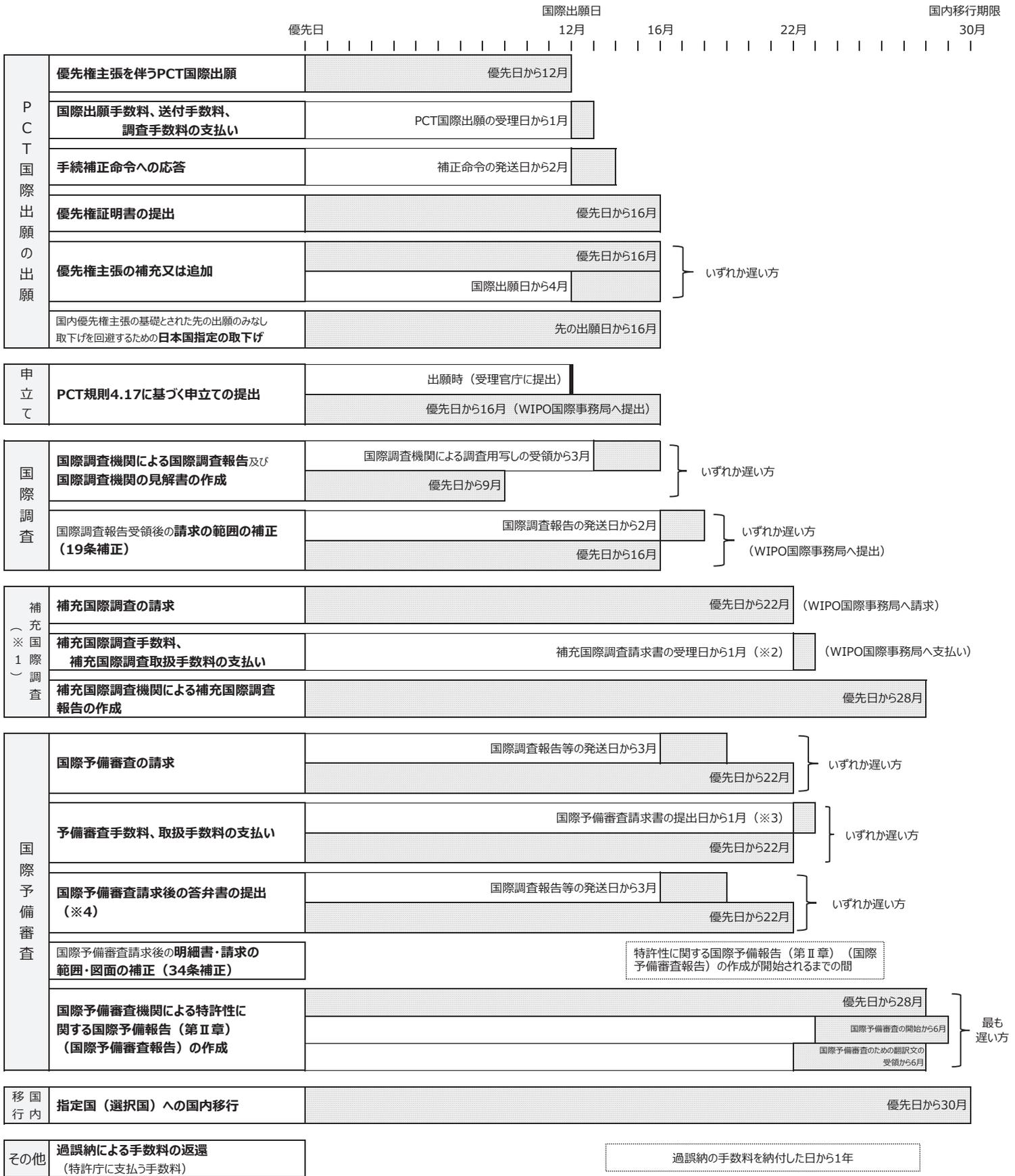


**PCT国際出願における主要な手続(フロー)**



## PCT国際出願における主要な手続の期間(一覧)

※この一覧は、優先日から12月時点で国際出願を行った場合を想定しています



(※1) 日本国特許庁は補充国際調査機関ではありません。

(※2) 優先日から22月時点で補充国際調査の請求を行った場合を想定しています。

(※3) 優先日から22月時点で国際予備審査の請求を行った場合を想定しています。

(※4) 国際調査機関の見解書が、国際予備審査機関の「最初の見解書」と見なされる場合の答弁書の提出を想定しています。  
(「追加の見解書」に対して答弁書を提出する場合、提出期限は当該見解書の発送日から2月となります。)

## ■■このテキストについて■■

このテキストは、PCT国際出願制度の概要とその手続の基礎を理解したいという方のために作成されたものです。複雑な説明はできるだけ簡潔にし、PCT国際出願制度の基本をご理解いただくことを優先しています。

巻頭の見開きを開くと、PCT国際出願における主要な手続のフローやその期間の一覧をご確認いただきながら、本テキストを読むことができます。

また、本テキストを読む前に、スライド「3分でみる 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度の基礎」に目を通していただくと、スムーズに全体像を理解することができます。

なお、本文中に数字で脚注が付されている用語については、巻末に用語解説を掲載していますので適宜ご参照ください。また、本文中に「＊」が付されている用語については、参照すべき条約・規則をページ左側に掲載しています。

本テキストでPCT国際出願制度の特徴をご理解いただいた上で、さらに具体的な手続や書類の作成方法等について知りたい方は、テキスト『特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の手続』もご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/tokkyo\\_jyouyaku-jitumu.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/tokkyo_jyouyaku-jitumu.html)



# 目次

見開き: PCT 国際出願における主要な手続(フロー)

PCT 国際出願における主要な手続の期間(一覧)

スライド: 3分でみる 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度の基礎

第1章	外国における特許権の取得～直接出願とPCT国際出願～	.....P1
第2章	PCT 国際出願制度を利用するメリット	.....P5
第3章	PCT 国際出願に必要な費用	.....P11
第4章	PCT 国際出願の主な手続・流れ	.....P16
	1. 出願書類を準備して提出する	
	2. 出願に対する国際調査の結果を受け取る	
	3. 出願が国際公開される	
	4. (必要に応じて)国際予備審査を請求する	
	5. 国内移行する国を決めて手続を行う	
	6. その他、必要に応じて手続を行う	
第5章	PCT 国際出願に関する情報の入手	.....P36
	PCT 国際出願制度に関する各種問い合わせ先	.....P48
	用語解説	.....P50

## ■■コラム■■

(1)PCT 国際出願制度の成り立ち	.....P4
(2) 中小企業・大学等を対象とした国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置	.....P14
(3)特許審査ハイウェイ(PPH)の活用	.....P15
(4)発明の単一性要件	.....P22
(5)国際調査後の対応	.....P22
(6)PCT 国際段階における補正(19条補正と34条補正)	.....P26
(7)国内優先権主張の基礎となる先の出願のみなし取下げ	.....P34
(8)PCT 国際出願における期間管理	.....P35
(9)WIPO が提供するオンラインポータルサイト ePCT	.....P46



## 3分でみる

# 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度の基礎

### 特許協力条約（Patent Cooperation Treaty : PCT）とは

・グローバルに増加する特許出願に対する出願人及び特許庁の双方の負担を背景に生まれた、特許の分野における国際的な協力についての条約。1978年発効、締約国157か国（2024年9月現在）。

### 海外展開に必要な知的財産戦略

海外で安心して製造販売を行うためには、現地での特許権取得やノウハウ管理といった知財戦略が重要

模倣品への対抗措置・・・権利がないと模倣品の流通による損害を避けられない  
他社の有する権利の侵害回避・・・他社特許の調査、自らの権利取得により侵害リスクを回避  
現地パートナーとの協力・・・現地企業に権利をライセンスして製造・販売を実施

### 特許権は権利取得した国のみで保護される

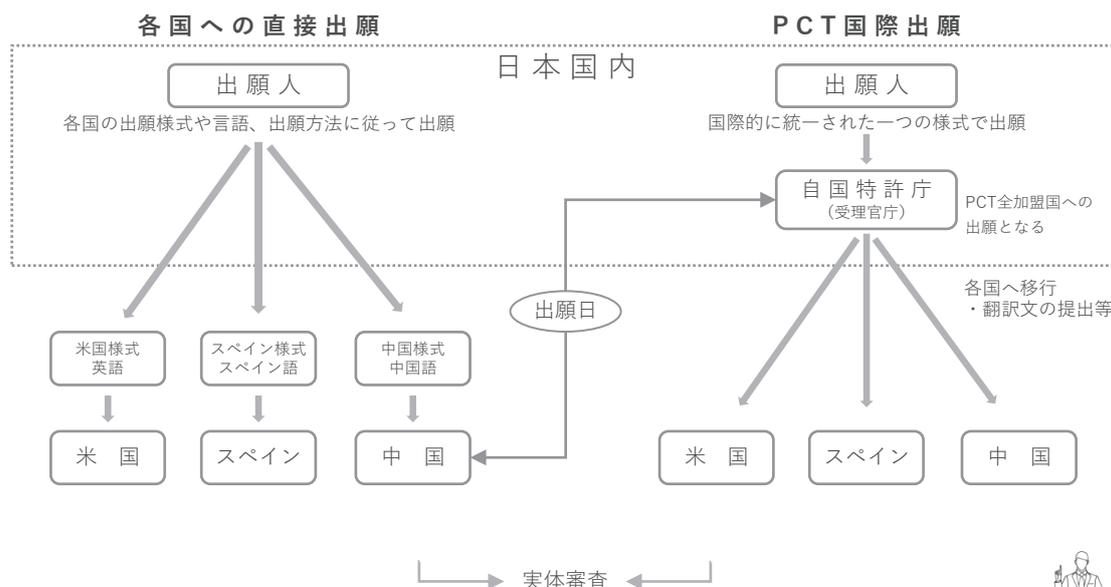
特許権は、原則、権利取得した国でのみ保護される（属地主義）

そのため、技術・発明を守りたい国ごとに特許出願して、権利取得する必要がある

（日本の特許法に基づいて取得した特許権は、日本国内のみで有効）

### 海外に特許出願を行う2つの方法

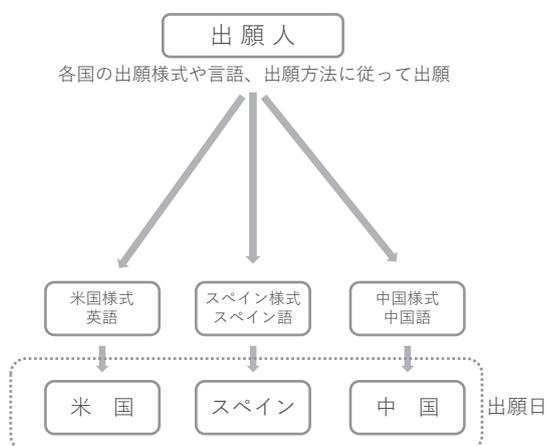
- ①直接出願・・・各国に個別に特許出願を行う
- ②PCT国際出願・・・PCTに基づいて特許出願を行う



2つのルートの違いを理解して戦略的に海外で特許権取得

# 直接出願とPCT国際出願のちがい・特徴

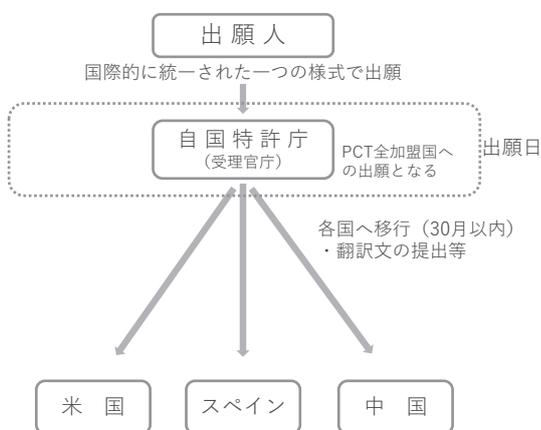
## 直接出願



## 直接出願の特徴

- ・ 特許権を取得しようとするすべての国々の特許庁に対し、特許出願をそれぞれ直接提出
- ・ その際、各国の出願様式や言語、出願方法に従って書類を準備し、提出する必要がある
- ・ 場合により現地代理人を通じる必要がある
- ・ 出願する国が少なければ問題ないが、出願したい国が増加すると、
  - ① 手続が煩雑になる
  - ② 初期投資が拡大する
    - 出願書類の翻訳
    - 現地代理人費用
    - 通信費
  - ③ 準備に時間を取られると出願日が遅れてしまうなどのデメリットが生じうる

## PCT国際出願



## PCT国際出願の特徴

- ・ PCTに基づいて、国際的に統一された様式による出願書類を1通作成し、自国の特許庁に提出することで、PCT加盟国であるすべての国に対し、同時に出願したことと同じ効果を与える出願制度
- ・ つまり、PCT国際出願に与えられた出願日（国際出願日）は、すべてのPCT加盟国における「国内出願」の出願日となる
- ・ 原則30月以内に権利を取得したい国に対し、翻訳文の提出等の移行手続を行う



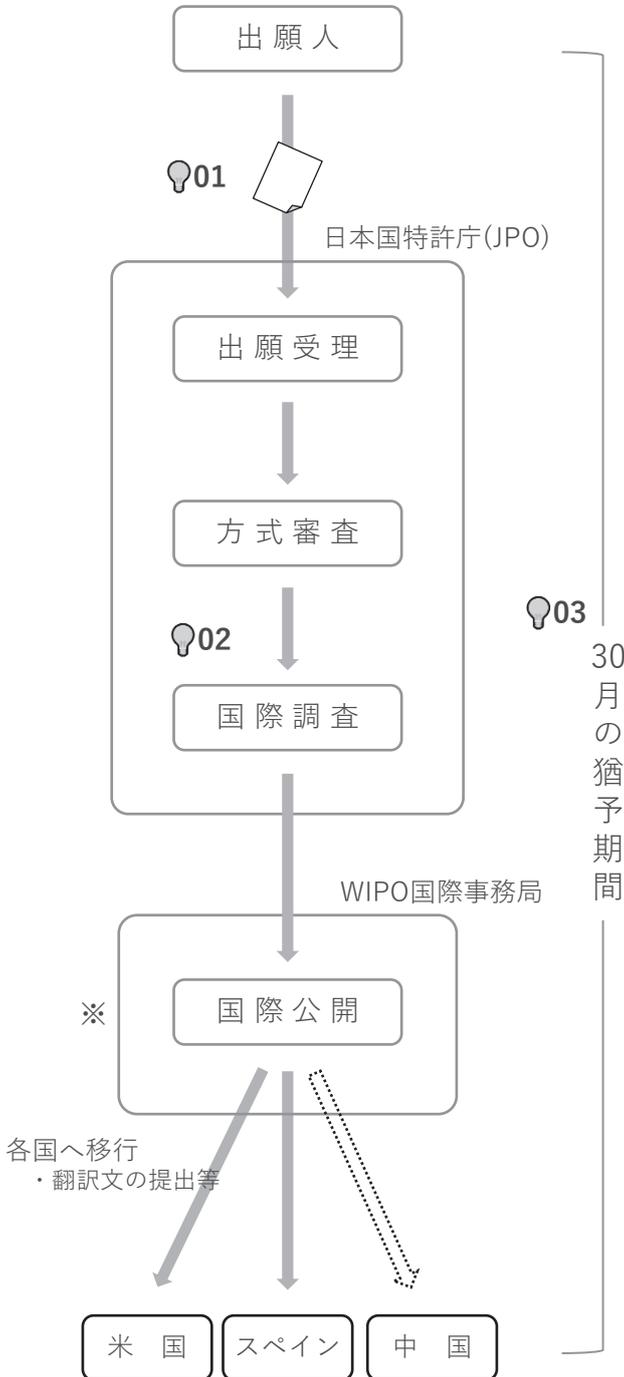
PCT国際出願のメリットについて、さらに詳しく

### パリ条約に基づく優先権主張

- ・ パリ条約による優先権とは、パリ条約の同盟国（第一国）において特許出願した者が、その特許出願の出願書類に記載された内容について、他のパリ条約の同盟国（第二国）に特許出願する場合に、第二国の特許出願にかかる新規性・進歩性等の判断に関し、第一国における出願日（優先日）に出願されたのと同様の取扱いを受ける権利のことを言います。
- ・ パリ条約による優先権の主張を伴う出願ができる期間（優先期間）は、優先日から12月です。
- ・ 例えば、2022年4月1日に日本に特許出願し、優先権主張を伴う特許出願を米国に2023年1月1日にした場合、米国の特許審査においては、日本の出願日である2022年4月1日（優先日）を基準として判断されます。
- ・ 優先権主張は、直接出願・PCT国際出願のどちらでも可能です。

# PCT国際出願の主なメリット

## | PCT国際出願の流れ |



### 💡01-簡素な出願手続

- 国際的に統一された出願書類を、自国の特許庁が定める言語（日本の場合は、日本語又は英語）で作成し、自国特許庁へ1通だけ提出すれば良い。それにより全てのPCT加盟国に出願したことと同じ効果を得られる
- パリ条約に基づく優先権主張も可能
- PCT国際出願に関するほとんどの手続は、自国の言語で自国の特許庁に対して提出でき、その効果は全てのPCT加盟国に及ぶため、手続が容易で効率的

### 💡02-発明を評価するための調査結果の入手

- 全てのPCT国際出願は、その発明に関する先行技術があるか否かを調査する「国際調査」の対象となり、特許審査官により「国際調査報告」が作成される
- 併せて、特許性（新規性、進歩性、産業上の利用可能性）を満たしているかの見解を示した「国際調査機関による見解書」も作成される
- 入手した国際調査報告及び見解書は、自分の発明を評価し、次のアクション（例えば、出願書類の補正や国内移行するか否か）を検討する有効な材料として活用できる

### 💡03-優先日から30月の猶予期間

- 優先日から原則30月以内に国内移行手続（翻訳文の提出、手数料支払い等）を行えば良い
- その30月の猶予期間を、特許性の判断や市場動向の変化や技術の見極めなど、実際に権利を取得する国の選定等のために有効に活用
- 30月の猶予期間中に得た国際調査の結果や技術の見極めから特許を取得できる可能性が低いと思われる国や、市場として見込めず特許を取得する必要性が低いと思われる国に対しては、国内移行をしないことで翻訳費等の支出を回避（中国の市場性をみて国内移行しない等）

※国際調査の結果を踏まえて、必要に応じて「国際予備審査」を請求することが可能です。

詳細は第4章（P.24）に掲載

PCT国際出願の費用について →

# PCT国際出願時に必要な手数料

2024年9月1日現在

## ｜出願時に必要な3つの手数料｜

PCT国際出願をするためには、①国際出願手数料、②送付手数料、③調査手数料の支払いが必要

日本語で日本国特許庁にPCT国際出願する場合に必要な手数料は以下のとおり

①国際出願 手数料	a. 国際出願の用紙の枚数が30枚まで	237,500円
	b. 30枚を超える用紙1枚につき	2,700円
	c. オンライン出願した場合の減額	-53,600円
②送付手数料		17,000円
③調査手数料		143,000円

例えば、国際出願の用紙が40枚の日本語によるPCT国際出願を日本国特許庁にオンライン出願する場合

①a.	+237,500円	
①b.	+ 27,000円	(2,700円×10枚)
①c.	- 53,600円	
②	+ 17,000円	
③	+143,000円	

計 370,900円 の手数料が必要

※日本においては中小企業等を対象とした料金支援制度あり

## ｜留意事項｜

英語でPCT国際出願する場合には、調査手数料の金額は上記と異なる  
任意の手続である「国際予備審査」を請求する場合には別途費用が必要  
国内段階への移行時・移行後の手続過程等において、各国の規定に基づく費用が別途必要

## PCT国際出願制度のユーザーの声

『WIPO Magazine』に掲載されたPCTユーザーの声 ※原文は英語

出典：WIPO Magazine Issue 1/2016(February)  
WIPO Magazine Issue 6/2017(December)

### ｜米国のスタートアップ企業（N社）｜

『私たちは非常に多くの市場に展開しているため、PCTを利用している。  
資金が限られるスタートアップ企業にとって、PCTは特許出願費用を先延ばしでき、市場を見極め、  
予期せぬ技術的な問題を解決するための時間的猶予を与えてくれる優れた制度である。  
PCTがなければ、国際市場における発明の保護は、多額の初期費用がかかるリスクの高い戦略になる  
だろう。』

### ｜ブラジルの航空機メーカー（E社）｜

『PCTは、わが社の事業を世界中に拡大することを支える極めて有用なツールである。  
当該技術に係る様々な国での特許取得の可能性に関する予備的な見解を提供するとともに、保護を求  
める特定の技術に関し、戦略的な経営判断を下すための更なる時間を稼いでくれる点で、特に有益で  
ある。  
このように、PCTは、国際市場における特許取得プロセスから面倒な作業を取り除き、さらには新た  
な技術に係る特許取得戦略を策定するための、計り知れないほど貴重な評価を提供する費用対効果の  
良い選択肢となっている。』



## 第1章 外国における特許権の取得 ～直接出願とPCT国際出願～

第1章では、外国で特許権を取得するための2つの方法を紹介します。

ある発明に対して特許権を付与するか否かの判断は、属地主義のもと、各国がそれぞれの特許法に基づいて行う

\* パリ条約第4条の2

特許権の効力は、特許権を取得した国の領域内に限られ、その領域を超えて外国まで及ぶものではありません(「属地主義\*」)。すなわち、日本の特許法に基づいて取得した特許権は、日本国内のみで有効であり、外国においても特許権を取得したいのであれば、権利を取得したい国の特許庁に出願しなければなりません。

外国で特許権を取得する出願手続きには、「直接出願」「PCT国際出願」の2種類がある

外国で特許権を取得するための出願手続きには、主に2つの方法があります。ひとつは、権利を取得したい国の特許庁に対して、出願を直接行う方法です(「直接出願」)。もうひとつは、特許協力条約(PCT)<sup>1)</sup>に従い、ひとつの出願書類を提出することによって、PCT加盟国であるすべての国(2024年9月現在157か国)に同時に申請したことと同じ効果を得る方法です(「PCT国際出願」)。

### ■ 外国特許庁への直接出願

「直接出願」では、国毎に定められた手続き、決められた様式及び言語により、出願書類を提出する必要があります

外国で特許権を取得するために、その国の特許庁に対して、特許出願を直接行うことができます。直接出願では、各々の国で定められた手続きに基づき、各々の国の様式及び言語により出願書類を作成する必要があります。また、多くの国では、出願人が外国(例えば日本)から特許出願を行う際に、現地の代理人を通じた手続きを求めます。

\* パリ条約第4条

### ◆(参考)パリ条約に基づく優先権\*を主張する◆

先の出願について、パリ条約に基づく優先権を主張し優先日から12ヶ月以内に出願すれば、後の出願において優先的な取扱いを受けることができる

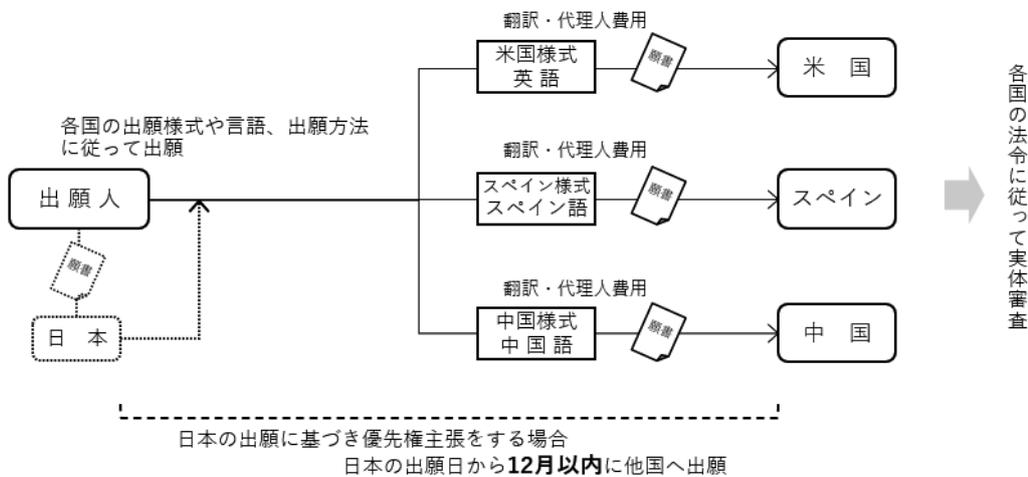
複数の国に直接出願する場合、それぞれ出願方法や手続きの言語が異なるため、同時に出願日を確保したい出願人にとっては負担が大きいものです。このような場合、パリ条約に基づく優先権制度を利用すると便利です。(※)

これは、ある国(例えば日本)で特許出願した日(「優先日」<sup>2)</sup>)から12ヶ月以内に、他の国(例えばベトナム)でも特許出願する場合に、双方の国がパリ条約の同盟国等であれば、優先権を主張することにより後に出されたベトナムへの特許出願に関して優先的な取扱いを認める制度です。

つまり、後のベトナムへの特許出願に関する新規性や進歩性の判断の基準日等については、先の日本への特許出願の日に出願されたのと同様の取扱いを受けることができます。例えば、優先日からベトナムに特許出願する日までの間に、第三者が同じ発明を出願したとしても、ベトナムへの特許出願は不利な取扱いを受けない(つまり、当該第三者による発明の出願をもって特許性を否定されない)こととなります。

(※)パリ条約に基づく優先権主張は、直接出願だけでなく、後述のPCT国際出願でも利用できます。

## 直接出願(イメージ)



### 出願したい国が増えるほど、直接出願にはデメリットも・

直接出願では、出願したい国が増えれば増えるほど、同日の出願日の確保は困難に、かつ手続も煩雑となる

経済と技術のグローバル化を背景として、多くの国で製品を販売したい、模倣品から自社製品を保護したい、などの理由から特許を取得したい国の数は増加する傾向にあります。発明は、先願主義のもと、一日も早く出願することが重要ですが、特許を取得したいすべての国に対して個々に直接出願を行うことはとても困難です。また、多くの国に対して同日に、それぞれ異なる言語を用いて異なる出願書類を提出することは、(パリ条約に基づく優先権主張を行うことで12ヶ月の期間があるとしても)非常に煩雑になってしまいます。

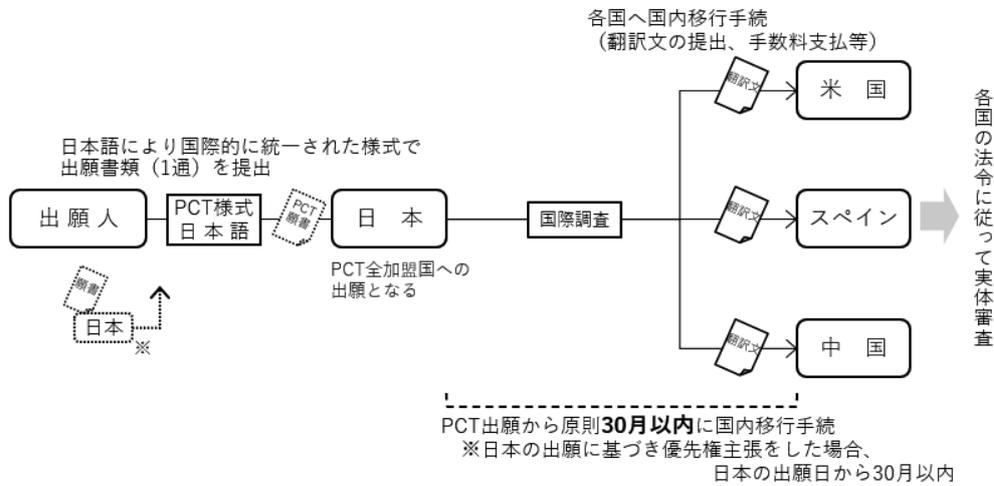
直接出願では、出願後の処理を各国特許庁が重複して行っている

加えて、直接出願では、同じ発明にかかる特許出願に対して、ほぼ同じ手続処理(書類が適式に作成されているかを確認する「方式審査」、先行技術の調査、出願の公開など)をそれぞれの特許庁が重複して行っている状況にあります。

PCT国際出願制度は、出願人と特許庁にとっての経済性と効率性を目的とした制度

このような直接出願における、①出願人にとっての手続の煩雑さと増大する出願費用の問題、②複数の特許庁が同じ発明について類似の業務を重複して行うことの非効率さ、に対して改善を図ったのが、本テキストで紹介するPCT国際出願制度です。

## PCT 国際出願(イメージ)



### ■ PCT国際出願とは

PCT国際出願制度において、国際出願日は各国の出願日となる

\* 条約第11条(4)

\*\* 条約第11条(3)

\* 条約第15条

すべてのPCT国際出願において、国際調査、国際予備審査(任意)を利用することができる

\*\* 条約第33条

PCT国際出願では、国際的に統一された出願書類をPCT加盟国である自国の特許庁に対して1通だけ提出すれば、すべてのPCT加盟国に対して「国内出願」を出願したと同じ扱い\*を受けることができます。つまり、そのPCT国際出願に与えられた出願日(国際出願日)は、すべてのPCT加盟国における「国内出願」の出願日となります\*\*。

すべてのPCT国際出願は、その発明に関する先行技術があるか否かを調査する「国際調査<sup>3</sup>\*」の対象となります。この国際調査の結果は「国際調査報告<sup>4</sup>」として出願人に提供されます。その際には、その発明が新規性、進歩性など特許取得に必要な要件を備えているか否かについて特許審査官の見解(国際調査機関の見解書<sup>5</sup>)も示されますので、自分の発明を評価するための有効な材料として利用することができます。

さらに、出願人の希望により、特許取得のための要件について予備的な審査(国際予備審査<sup>6</sup>\*\* )を受けることもできます(各国が行う特許付与のための審査ではありません)。

PCT国際出願制度を利用することで、出願人自らが特許取得の可能性を精査し、厳選した国においてのみ手続を係属させ、費用の効率化、適正化を図ることが可能となります。

## PCT国際出願制度における注意点！

PCT国際出願は、あくまで国際的な「出願手続」であり、特許権を付与するものではない

\* 条約第22条  
条約第39条

特許権を付与するか否かの判断は、国内移行後の各国の実体審査に委ねられる

PCT国際出願は、あくまで国際的な「出願手続」であるため、その発明が、特許を取得したい各国において権利を取得できるかどうかは、最終的には各国特許庁の実体的な特許審査(実体審査)に委ねられています。

そこで、PCT国際出願制度の最後の手続は、PCT国際出願を各国の国内手続に係属させるための手続\*となります。PCT国際出願が国内手続に係属された後は、それぞれの国の国内法令に従って処理されます。この「各国の国内手続に係属させる」手続を「国内移行」と呼びます。国内移行は、優先日から原則30ヶ月までに各国が認める言語に翻訳した翻訳文<sup>7</sup>を提出することによって行います。また、指定国<sup>8</sup>が求める場合には国内移行にかかる手数料を支払います。

PCT国際出願制度は、同じような願書の個別の方式審査や先行技術に関する調査など、それぞれの国の特許庁が行っていた実体審査に至る前の諸手続を条約により国際的に統一し、1本に「束ねた」特別な手続段階を創り上げました。この「束ねた」手続の先には、それぞれ枝分かれした国内出願が存在するという発想から、PCT国際出願は、「国内出願の束」と表現されることがあります。



### (1)PCT国際出願制度の成り立ち

PCTという条約の成立が議論され始めたのは1966年です。当時、各国特許庁は、増加し続ける特許出願に対する業務負担から処理滞貨が生じ始めていました。また、出願人も、各国に対して同じ出願を行うことへの手続負担を感じていました。

そのような時代背景から、多くの国々へ特許にかかる発明を出願する際の出願人の労力や費用的な負担、かつ各国特許庁が行う手続や重複業務の負担を軽減することを目的として、1970年6月にワシントンで採択されたのがPCTです。1978年に条約が発効し、日本は同年10月から加盟しています。

PCTは、「発明の保護のための出願並びにその出願にかかる(先行技術)調査及び(予備的な)審査における協力」などを目的としており(条約第1条)、PCT国際出願を行った発明が各国において特許を受けられるかどうかについては、各国の実体審査に委ねられています。

## 第2章 PCT国際出願制度を利用するメリット

第2章では、外国出願におけるよくある悩みをもとに、その解決策になり得るPCT国際出願の特徴、メリットを紹介します。

### (1) 外国への特許出願手続が簡素、容易になります



外国出願におけるよくある悩み①

現在、10カ国に対して、7つの特許出願をそれぞれ直接出願している。しかし、現地代理人を通じての通信や、それぞれの特許庁から要求される書類、証拠などに個別に対応しなければならないので、手続が煩雑になっている。また、手続指令に対する応答期間もまちまちで期間管理が面倒だ。さらに5つの特許出願をしたいが、このような煩雑さを何とか解消できないものか…

PCT国際出願制度は多くの外国への特許出願を簡素化

- PCT国際出願は、①一つの願書を、②自国の特許庁が定める言語で作成し、③自国の特許庁に提出することによって、④その日の時点で有効なすべてのPCT加盟国に対して、⑤PCT国際出願と同日に各々の国に国内特許出願をしたことと同様の効果が得られます。

①でいう願書は、「国際出願願書(PCT/RO/101)」と呼ばれる書類で、条約が規定する国際的に統一された様式です。日本語様式もあり、日本国特許庁のウェブサイトからも入手できます。

②自国の特許庁(日本国特許庁)が定める言語は、日本語と英語です(出願人は、母国語である日本語で願書を作成・提出することができます)。

③でいう自国の特許庁とは、PCTに加盟する各国の特許庁ですが、PCT国際出願の受理という条約に則った機能を果たすことからPCTでは「受理官庁<sup>9</sup>」と呼ばれます。

また、④及び⑤で記載したように、PCT国際出願は、PCT加盟国すべてに出願したものとみなされます。PCT国際出願を行った時点で有効なPCT加盟国は、そのPCT国際出願が権利取得のために今後国内移行をする可能性がある国として「指定をした国」として扱われ、指定された国々は「指定国」と呼ばれます。さらに、指定国の特許庁は、PCT国際出願が国内移行されたのち、条約に則ってその機能を果たすことから「指定官庁<sup>8</sup>」と呼ばれます。

多くの手続先が自国特許庁であるため、手続が容易で効率的

- PCT国際出願制度においては、出願人は、願書、明細書、請求の範囲、図面などを受理官庁宛てに一通提出するだけで済みますが、出願後の国際段階<sup>10</sup>の手続のほとんども自国特許庁に対して行うことができます。

PCT国際出願制度では、指定官庁への書類の送付などもWIPO国際事務局が一括して行い、出願人の手間がない

- また、願書に記載した事項を変更する申請も、出願人は受理官庁へ申請するだけで済みます(その申請をもって、国際段階においては、WIPO国際事務局<sup>11</sup>が記録の変更を行います)。その後、指定官庁が実体審査のために関係書類が必要となる場合も、国際段階で提出されたものはWIPO国際事務局が必要な書類の写しを作成し、関係する指定国からの要請に応じて送付するので、出願人は指定国毎に書類を提出する必要がありません。

PCT国際出願においては、直接出願のように出願する国それぞれに書類を作成し提出する必要が

ありません。出願人は、受理官庁に対して一通の書類を提出することで十分です。なお、その受理官庁は自国の特許庁ですから、言語の問題、通信費の問題を考えても効率的です。その後、出願人に代わりWIPO 国際事務局が指定国の要請に応じて必要な書類の写しを作成し、関係するすべての指定国へ送付します。

PCT願書の方式審査は、国際的な統一基準で1回行われるのみ

- PCT国際出願願書の方式審査は、PCT国際出願を受理した受理官庁によって国際的に統一された基準で行われます。

いったん国際出願日が認定されたPCT国際出願は、各指定国の特許庁(指定官庁)に移行された後、原則、書類上の適式性に関して各国の審査を再度受けることなく、受理官庁が条約基準で行う一回限りとなります。

### このようなケースでも…



外国出願におけるよくある悩み②

すでに出願した国内出願を基礎として、パリ条約に基づく優先権を主張しながら、8つの国で特許を取得したいが、優先期間の12ヶ月が終わろうとしている。このままだと英語、仏語、韓国語、中国語への翻訳と出願書類の作成が間に合いそうにない。8ヶ国での現地代理人の手配もすべて完了したわけではないし…

優先権主張期間満了直前に母国語での出願が可能

- ビジネスの実施が不確定な場合や不測の事態が生じた緊急の場合においては特に、優先権主張期間が満了する直前まで、権利取得の範囲や内容に関する検討に時間を要するかもしれません。検討の結果、例えば権利を取得したい国が8つとなり、いざ各々の国へ直接出願しようと試みた段階では、翻訳などの準備が間に合わないことも考えられます。このような場合、PCT国際出願を利用すると、母国語で作成した願書を自国特許庁へ提出することにより(※)、PCT加盟国すべて(出願したい8ヶ国を含む)で有効な出願日を確保しつつ、翻訳文の準備や現地代理人の手配については、権利を取得したい国へ国内移行する時(優先日から原則30ヶ月)までに行うことが可能となります(詳細は、後述の「第2章(3)最終的に権利取得する国の決定や翻訳文の作成に原則30ヶ月の猶予期間が得られます」参照)。

(※)日本の場合、優先権主張の基礎となった国内出願をもとに、日本語のPCT出願願書を作成して日本特許庁へ提出するだけなので、優先権主張期間の満了直前でも短時間で準備が可能です。

- このように、手続遂行の容易さ、効率性は、PCT 国際出願制度の重要なメリットのひとつです。

## (2)発明を評価するための調査結果が得られます



外国出願における  
よくある悩み③

特許出願に際しては、出願コストを無駄にしないためにも、先行技術調査にかなりの労力と費用を費やしている。特に、自前で調査資源が乏しい場合、調査を外部委託することもあり、費用対効果に常に敏感になっている。

外国に直接出願するときには、まず出願し、出願日を確保することが大切なので、調査もそこそこに出願することも多いが、何か良い方法はないものか…

すべてのPCT国際出願は、先行技術調査が国際的な統一基準で実施される

- すべてのPCT国際出願は、その発明に関する先行技術があるか否かを国際調査機関<sup>12</sup>が調査する「国際調査」の対象となります。国際調査の結果は、「国際調査報告」として出願人に提供されます。また、国際調査報告と同時に、その発明の特許性について特許審査官から「国際調査機関の見解書」が示されます。さらに、2009年1月より開始された補充国際調査<sup>13</sup>制度では、出願人の希望により、国際調査(主調査)に加え、別の国際調査機関による調査(補充調査)を受けることができます。

PCT国際出願制度では、出願人の希望により予備的な審査を国際的な統一基準で受けることもできる

- さらに、PCT国際出願は、出願人の希望により、特許性を判断する際の国際的な一定基準を発明が満たしているか否かの予備的な審査「国際予備審査」を受けることができます。その結果は「特許性に関する国際予備報告(第二章)(以下、国際予備審査報告)<sup>14</sup>」として国際予備審査機関<sup>15</sup>から出願人に提供されます。

国内移行させる際の重要な判断材料が提供される

- こうして提供される特許性判断のための材料(調査結果)をもとに、自信を持って国内移行を進めることもできますし、逆にその後の手続を断念し、翻訳や国内移行手続に関する支出を抑えることもできます。また、早めの判断により国際公開<sup>16</sup>の技術的準備の完了前にPCT国際出願を取り下げること、当該技術の公開を避けることも可能です。

国際調査報告、国際調査機関の見解書、国際予備審査報告は、出願人が後に権利を取得したい指定国に国内移行させる際の重要な判断材料となります。また、国際調査報告を受けた後には条約第19条に基づく補正<sup>17</sup>を、国際予備審査が行われているときには条約第34条に基づく補正<sup>18</sup>を行い、PCT国際出願が特許になる可能性を高めることもできます。ただし、これらは予備的かつ非拘束的なものであり、特許付与のための最終的な特許性の判断は、各指定国での実体審査に委ねられています。

### (3)最終的に権利取得する国の決定や翻訳文の作成に原則 30 ヶ月の猶予期間が得られます



外国出願における  
よくある悩み④

バイオの特許出願を多く出願しているが、この分野の出願は、後の臨床試験に長い時間を要することが頻繁にある。したがって、権利化のための手続は、比較的ゆつくりと進めたい。パリ条約に基づく優先権の主張を利用して得られる優先期間(12 ヶ月)だけでは、到底準備期間として足りないのだが…

PCT国際出願の国内移行には、出願の翻訳文を提出し、国内手数料を指定国に支払う

- PCT国際出願は、国内移行手続を行うまでに優先日から原則30ヶ月の猶予期間があります。
- PCT国際出願を各指定国に国内移行させるためには、指定国が認める言語に翻訳した翻訳文を指定官庁に提出しなければなりません。その期限は、優先日から通常30ヶ月の期限が満了する前までとなっています。さらに、指定国が求める場合には国内移行にかかる手数料(国内手数料)を支払います。
- その間、国際調査が行われ、国際調査報告は、PCT国際出願(明細書、請求の範囲、図面)とともに国際的に公開(「国際公開」)されます。国際公開は、優先日から18ヶ月を経過した後速やかに行われます。
- このように、パリ条約に基づく優先期間(12 ヶ月)よりも長い時間(原則 30 ヶ月)を有効に活用し、特許性の判断、市場動向の分析調査、規格標準化のためのマーケティング活動、ライセンス交渉を行ったり、翻訳作業に多くの時間をかけたりすることで、最終的に取得したい権利範囲を検討する時間的猶予を持つことが可能です。

PCT国際出願制度では、優先日から原則 30 ヶ月までの間に、PCT国際出願を最終的にどの国へ国内移行させるか否かをじっくり検討できる

PCT 国際出願を用いて権利を取得したい国の実体審査を受けるためには、所定の期限までにその国の手続に係属させる「国内移行」手続が必要となります。国内移行以前の国際段階ではひとつの手続の流れですが、国内移行後は、それが枝分かかれ、それぞれの指定官庁における国内出願として処理されていくことになります。

国際出願日から国内移行までの期間は「国際段階」といわれ、手続は条約の拘束を受けます。他方、国内移行した後は、「国内段階」といわれ、各国国内法令が手続を規定しています。PCT国際出願制度では、国際段階をいかに有効に、戦略的に活用するかが制度の利便性を最大限に活用する鍵となります。もちろん、国内移行期間満了(優先日から原則30ヶ月)を待たず、特定の指定国に早期に国内移行することも可能です。

## このようなケースでも…



外国出願における  
よくある悩み⑤

ハイテク関連技術に関する特許出願を多くしているが、この分野の技術は、他社の動向に特に注意しなければならないし、また技術が陳腐化するサイクルも早いのが通常である。そのような場合、特許出願にかかる初期投資は最小限に留めておきたい。権利取得の可能性が見えてきたところで、必要な経費をかけて権利化を検討していきたいと考えるが…

出願にかかる初期投資を  
最小化し、費用の支払い  
を先送りすることが可能

- PCT国際出願制度では、優先日から原則30ヶ月の各国への国内移行手続猶予期間を有効に活用し、特許性の判断、市場動向の分析に費やしたり、各国の代理人費用、各国特許庁が要求する各種手数料の支払いを先送りしたりすることが可能です。
- ビジネスの進捗状況により、権利化すべき国も明確化されれば、無駄な国内移行手続や翻訳費用の支出を回避することが可能です。

## (4)その他の PCT 国際出願制度のメリット

日本語による出願の最終  
調整の機会を確保

- 外国への出願は、パリ条約に基づく優先権を考慮すると、優先日から12ヶ月以内に行う必要があります。各国へ直接出願ルートで出願する場合、それぞれの国の言語・手続に従わなくてはなりません。PCTルートでは母国語で出願できます。つまり、出願内容の最終調整を日本語で行うことができ、権利取得範囲のみならず、明細書における解決すべき課題と請求の範囲との整合性や実施例、文章構造などを十分に精査した上で、追って各国への国内移行手続をすることが可能です。

国内でかかる手数料の減額

- PCT国際出願が国内移行した際、いくつかの指定国では、国内でかかる手数料の減額対象となる可能性があります。例えば日本では、日本国特許庁が国際調査報告を作成したPCT国際出願が日本に国内移行した場合、当該出願にかかる審査請求手数料が約40%減額されます(国際段階での調査結果を、国内段階での審査に利用できるため)。

- ・ 日本国特許庁が国際調査を行った場合の審査請求手数料:83,000円+(請求項の数×2,400円)
- ・ 日本国特許庁以外の国際調査機関が国際調査を行った場合の審査請求手数料:124,000円+(請求項の数×3,600円)

特許性に関する国際予備報告の活用

- 特許性に関する国際予備報告は、条約上は各国特許庁の実体審査を拘束しないものの、多くの国では実質的に実体審査で参照されています。

国際公開等による仮保護の権利取得

- 国際公開により仮保護の権利が認められる国もあります。日本語によるPCT国際出願は、日本語で国際公開されるため、日本においてはその時点から補償金請求権が発生します。米国においても、米国を指定している英文明細書のPCT国際出願に関して国際出願日から仮保護の権利が認められます。なお、PCT国際出願が英文以外でなされた場合には、米国特許商標庁が英文明細書を入手した日から仮保護の権利が認められます。

国内段階での誤訳訂正の機会

- 母国語で出願したPCT国際出願を、指定国の指定する言語に翻訳して国内移行し、その翻訳に誤りがあることが判明した場合、国際段階における母国語の出願内容(明細書、請求の範囲、図面)に基づいて、誤訳訂正が可能になる場合があります(指定国日本においては、特許法17条の2に基づく誤訳訂正書の提出の機会があります)。



**PCT国際出願制度を利用するか否かの判断は、そのメリットを十分に踏まえて**

『外国へ特許出願をしたいが、PCT国際出願制度を利用すべきか?』という課題を検討する際には、例えば、次のような点を明確にしたうえで、PCT国際出願制度の利用を検討する必要があります。

PCT 国際出願制度のメリットを戦略的に活用

- ✓ 特許を取得したいと考える国はいくつか
- ✓ どれだけ早期に、あるいはゆつくり特許を取得したいか
- ✓ 特許出願の準備と予算にどの程度の余裕があるか
- ✓ 発明にかかる技術の特性(地域性、技術革新のスピードなど)があるか

これら特許取得に関する状況が、外国特許庁への直接出願とPCT国際出願との使い分けの判断基準といえます。PCT国際出願制度を上手に活用している利用者は、ここでご紹介した制度上のメリットを享受するだけでなく、更に戦略的に活用しています。

### 第3章 PCT国際出願に必要な費用

第3章では、PCT国際出願の各ステップで必要となる費用について、以下の条件のもとシミュレーションします。

試算条件	
<input checked="" type="checkbox"/>	料金は2024年9月1日現在(※1)
<input checked="" type="checkbox"/>	日本語出願(※2)(日本国特許庁が国際調査(※3))
<input checked="" type="checkbox"/>	オンライン出願(出願書類40枚)
<input checked="" type="checkbox"/>	国際予備審査を請求(任意)
<input checked="" type="checkbox"/>	日本へ国内移行手続(※4)
<input checked="" type="checkbox"/>	出願審査請求(※3)(請求項の数12)

PCT国際出願に必要な費用(試算)		
●送付手数料		17,000円
●調査手数料(日本語出願)		143,000円
●国際出願手数料(書類の枚数により料金変動)		210,900円
a 最初の30枚	237,500円	(a+b-c)
b 30枚を超える用紙1枚につき2,700円(10枚)	27,000円	
c オンライン出願減額	53,600円	
▲予備審査手数料		34,000円
▲取扱手数料		35,700円
■国内手数料		14,000円
■審査請求料(日本国特許庁が国際調査報告を作成)		111,800円
	83,000円+請求項の数×2,400円(請求項の数12)	
合計		566,400円

(※1)最新の料金は、特許庁ウェブサイトをご確認ください。

国際段階:<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokuryo.html>

国内段階:<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>

(※2)中小企業やスタートアップ企業、大学等が日本語でPCT国際出願を行う場合、必要な手続を行うことで料金が安くなる支援策があります。詳細はP14～P15のコラム(2)をご参照ください。

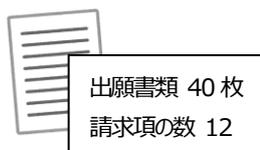
(※3)調査手数料の一部返還や、国内段階でかかる手数料の減額については、P13をご参照ください。

(※4)日本以外に国内移行する場合には、別途以下の費用がかかります。

- ✓ 国内移行する国が要求する言語へPCT国際出願を翻訳する費用
- ✓ 現地代理人費用
- ✓ 国内移行する国が要求する場合の国内手数料
- ✓ 国内移行する国によっては出願審査請求料 など

優先日 日本国特許庁に国内出願(PCT国際出願における優先権主張の基礎となる先の出願)

12ヶ月以内 PCT国際出願



13ヶ月以内 出願に伴う支払い(出願から1ヶ月以内)

●送付手数料		17,000円
●調査手数料(日本語出願)		143,000円
●国際出願手数料		210,900円
a 最初の30枚	237,500円	(a+b-c)
b 30枚を超える用紙1枚につき2,700円(10枚)	27,000円	
c オンライン出願減額	53,600円	

22ヶ月以内 国際予備審査請求に伴う手数料の支払い

▲予備審査手数料	34,000円
▲取扱手数料	35,700円

30ヶ月以内 指定国日本への国内移行手続きにかかる手数料の支払い

■国内手数料	14,000円
--------	---------

国際出願日から 指定国日本での出願審査請求

3年以内

■審査請求料(日本国特許庁が国際調査報告を作成) 83,000円 + 請求項の数 × 2,400円(請求項の数12)	111,800円
---------------------------------------------------------------	----------

試算合計 566,400円

【英語出願の手数料】(料金は2024年9月1日現在)

英語でPCT国際出願を行う場合、出願人は、国際調査機関、国際予備審査機関を、日本国特許庁(JPO)、欧州特許庁(EPO)、シンガポール知的所有権庁(IPOS)又はインド特許庁(IPO)から選択することができます。以下のとおり、日本語出願の場合の手数料額と異なる点に注意してください。

	JPO	EPO	IPOS	IPO
・調査手数料	169,000円	297,100円	260,200円	18,000円(個人の場合、4,500円)
・予備審査手数料	69,000円	1,915EUR	830SGD	12,000INR(個人の場合、3,000INR) (※1)
・取扱手数料	32,700円(※2)	208EUR	300SGD	235USD

(※1)IPOが国際調査報告を作成した場合、10,000INR(個人の場合、2,500INR)に減額されます。

(※2)JPOが国際調査を行う場合の取扱手数料は、日本語出願も英語出願も同額です。

### 【調査手数料の一部返還】

PCT国際出願願書のVII欄に、優先権主張の基礎となる先の出願として国内出願などの必要情報が記載されている場合であって、当該国内出願の審査の結果の相当部分を利用できるときは、日本語によるPCT国際出願の場合、国際調査手数料143,000円のうち57,000円(国際調査手数料の軽減を受けた場合は、返還額は軽減申請の内容(軽減率及び持分の割合)に応じた額。英語によるPCT国際出願の場合は、国際調査手数料169,000円のうち67,000円)を出願人の請求により返還します。

なお、国際調査機関としての日本国特許庁は、他の国際調査機関又は他の国内官庁が行った国際調査又は国内審査の結果による、調査手数料の払戻しは行いません。返還に関する詳細な条件及び手続については、特許庁ウェブサイトをご確認ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/researching\\_fee\\_return.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/researching_fee_return.html)



### 【国内段階でかかる手数料の減額】

#### (1)PCT国際出願を日本に国内移行した場合の審査請求料の減額

日本国特許庁(JPO)が国際調査報告を作成したPCT国際出願を日本に国内移行した場合、通常の国内出願と比較し、審査請求料は約40%減額されます。

また、欧州特許庁(EPO)、シンガポール知的所有権庁(IPOS)又はインド特許庁(IPO)が国際調査報告を作成したPCT国際出願を日本に国内移行した場合、通常の国内出願と比較し、審査請求料は約10%減額されます。

通常の国内出願	138,000円+4,000円×(請求項の数)
JPOが国際調査報告を作成した出願	83,000円+2,400円×(請求項の数)
EPO、IPOS又はIPOが国際調査報告を作成した出願	124,000円+3,600円×(請求項の数)

#### (2)中小企業やスタートアップ企業、大学等の出願審査請求にかかる減免制度

中小企業やスタートアップ企業、大学等がPCT国際出願を日本に国内移行した場合、国内制度における審査請求料の減免制度の対象となります。詳細は特許庁ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>



#### (3)各国の情報

指定国によっては、国内段階でかかる手数料の減額を受けることができます。各国の情報の詳細は、WIPOウェブサイトより、「PCT出願人の手引」において、官庁毎に掲載されている「国内段階の概要」をご参照ください。

<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html> (※)

(※)上記は日本語版のURLですが、最新情報は英語版でご確認ください。





## (2) 中小企業・大学等を対象とした国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置

中小企業・スタートアップ企業・大学等が日本語でPCT 国際出願をする場合、国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置をぜひご利用ください。

本制度を利用すると、PCT 国際出願にかかる手数料が、トータルで1/2、1/3又は1/4になります。また、手続も簡単です(申請書を提出するのみです)。

**<対象者>** ※要件詳細は、特許庁 HP でご確認ください。

**手数料負担が1/2となる対象者** …例えば、36 万円が 18 万円の負担に！

- 中小企業(会社・個人事業主)
- 組合・NPO 法人  
企業組合、協業組合、事業協同組合等、農業協同組合等、漁業協同組合等、森林組合等、  
商工組合等、商店街振興組合等、消費生活協同組合等、酒造組合等、NPO 法人
- 研究開発に力を入れている中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO 法人)  
試験研究開発費等比率が収入金額の 3%超である中小企業等
- 試験研究機関等  
大学、大学等研究者、承認 TLO 等

**手数料負担が1/3となる対象者** …例えば、36 万円が 12 万円の負担に！

- 小規模企業  
従業員 20 人以下(商業又はサービス業は 5 人以下)の法人・個人事業主
- 中小スタートアップ企業  
事業開始後 10 年未満の個人事業主、設立後 10 年未満で資本金額又は出資総額が 3 億円以下の法人

**手数料負担が1/4となる対象者** …例えば、36 万円が 9 万円の負担に！

- 福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業  
(会社・個人事業主・組合・NPO 法人)

**<手続方法>** ※所定の申請書の記載事項を満たしていれば、証明書の提出は不要です。

(1) 国際出願にかかる手数料(送付手数料・調査手数料・国際出願手数料)

出願時に軽減申請書を提出し、通常の料金の1/2、1/3、1/4を納付

(2) 国際予備審査請求(任意)にかかる手数料(予備審査手数料・取扱手数料)

予備審査請求時に軽減申請書を提出し、通常の料金の1/2、1/3、1/4を納付

★対象者の要件、申請書の様式、手続方法の詳細は、特許庁 HP でご確認ください★

< 2024 年 1 月以降に行う出願・予備審査請求の国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置の申請手続 >

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct\\_keigen\\_shinsei\\_202401.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html)



## !! 手数料支払いを要請する不審な通知に関する注意喚起 !!



PCT国際出願の出願人又は代理人宛に、WIPO国際事務局とは無関係の者から、手数料の支払いを要請する通知が送付される事例が報告されています。当該通知には、個別の出願に関する具体的な情報(例:国際出願番号や出願人の氏名、住所)が記載されていますが、WIPO国際事務局からの正式な支払要請と誤解することのないようご注意ください。

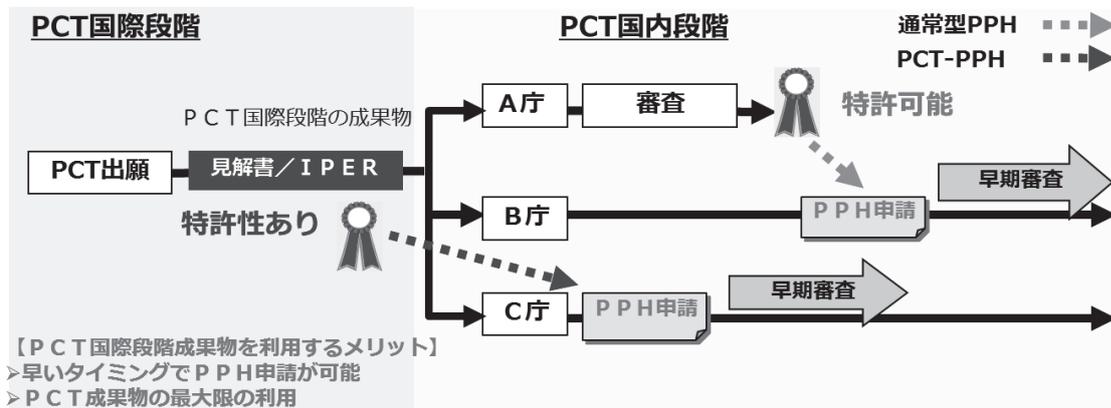
疑わしい場合には、特許庁出願課国際出願室又はWIPO国際事務局にお問い合わせください。また、WIPOウェブサイト([https://www.wipo.int/pct/ja/warning/pct\\_warning.html](https://www.wipo.int/pct/ja/warning/pct_warning.html))上では、実際に送付されたPCT国際出願の処理とは無関係な通知の写しを見ることができます。

## コラム (3)特許審査ハイウェイ(PPH)の活用

PPHは、出願人の海外での早期権利化を容易にするとともに、各国特許庁にとっては第1庁(先行庁)の先行技術調査と審査結果を利用することで、審査の負担を軽減し、質の向上を図ることを目的としており、第1庁で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁(後続庁)において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みです。

日本国特許庁は、通常のPPHに加え、PCT国際出願の国際段階成果物を利用する特許審査ハイウェイ(PCT-PPH)プログラムを2010年から実施しています。当該プログラムにおいては、PCT-PPHのガイドラインに示す一定の要件を満たす場合に、特定の国際調査機関が作成した見解書や特定の国際予備審査機関が作成した国際予備審査報告(IPER)を利用して、早期審査を申請することができます。

PCT-PPHの活用は、ライフサイクルが短い技術や早期権利化が必要となる技術の保護に大きく寄与します。早期権利化を目指す場合はPCT-PPHを活用し、国内移行の判断に時間をかけたい場合は優先日から原則30ヶ月の猶予期間を利用するといったように、PCT国際出願制度の戦略的な活用の幅が広がりました。



★PCT-PPHについての詳細は、特許庁ウェブサイトでご確認ください★

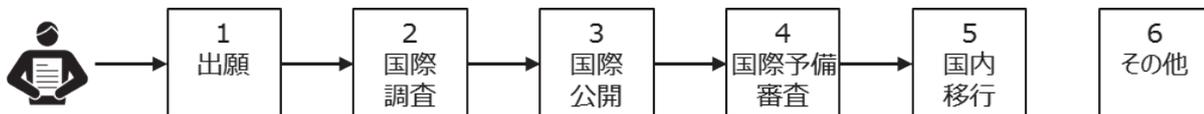
<PCT出願の国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイについて>

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/pct\\_pph.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/pct_pph.html)



## 第4章 PCT国際出願の主な手続・流れ

第4章では、PCT国際出願を行い、国内移行手続に至るまでの主な手続を、以下のとおり、一般的な流れに沿って解説します。



### 1. 出願書類を準備して提出する

①出願書類 ②提出先 ③言語 ④国際出願日認定 ⑤手数料

### 2. 出願に対する国際調査の結果を受け取る

①国際調査 ②国際調査機関の見解書 ③補充国際調査  
コラム:(4)発明の単一性要件 (5)国際調査後の対応  
④補正の機会(19条補正)

### 3. 出願が国際公開される

①WIPO ウェブサイト上での国際公開 ②国際公開の言語 ③国際公開の効果

### 4. (必要に応じて)国際予備審査を請求する

①国際予備審査 ②補正の機会(34条補正)  
コラム:(6)PCT 国際段階における補正(19条補正と34条補正)

### 5. 国内移行する国を決めて手続を行う

①国内移行期限 ②国内移行手続 ③国内移行後の手続

### 6. その他、必要に応じて手続を行う

①PCT 規則 4.17 に基づく申立て ②優先権の主張の補正(補充)、追加  
③優先権の回復 ④出願後に行う補充手続 ⑤明白な誤記の訂正  
⑥PCT 国際出願の取下げ ⑦優先権の主張の取下げ ⑧指定国の指定の取下げ  
コラム:(7)国内優先権主張の基礎となる先の出願のみなし取下げ (8)PCT 国際出願における期間管理

各手続の詳細及び出願書類の様式や作成方法については、特許庁ウェブサイトより、『テキスト『特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の手続』をご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/tokkyo\\_jyouyaku-jitumu.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/tokkyo_jyouyaku-jitumu.html)



# 1. 出願書類を準備して提出する

- ①出願書類
- ・願書
  - ・明細書
  - ・請求の範囲
  - ・要約書
  - ・図面(任意)

PCT国際出願に必要な書類は、出願人の氏名等の書誌情報を記載する「願書」と、発明の内容を記載する「明細書、請求の範囲、要約書、及び図面(必要な場合)」です。日本国特許庁への手続形態は、紙書類による出願もしくは電子出願のいずれかで、所定の様式で書類を作成します。

●紙書類による出願(願書様式)

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct\\_paper.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct_paper.html)



●電子出願(電子出願ソフトサポートサイト)

<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>



PCT国際出願書類(イメージ)

特許協力条約に基づく国際出願 願 書		国際出願番号	受理官庁記入欄
出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。		国際出願日	(受付印)
		出願人又は代理人の署名記号(希望する場合は、最大12字) WO20XX000123	
<b>第I欄 発明の名称</b>			
ハンドスキャナ			
<b>第II欄 出願人</b> <input type="checkbox"/> この欄に記載した者は、発明者でもある。			
氏名(名称)及びあて名(姓・名の順に記載)法人は正式の完全な名称を記載。あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所(国名)欄に表が別記の場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所(国名)として扱われる。		電子メールアドレス*	
株式会社東京製作所 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION		03-3581-1101	
1000013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan		ファクシミリ番号: 03-8765-4321	
		出願人登録番号: 987654321	
*電子メールの使用の承諾: 以下に印を付さない限り、電子メールによる通知を行う受理官庁、国際調査機関及び国際事務局が、上記に記載されたアドレスに電子メールのみで通知を送付することを承諾する。 <input type="checkbox"/> 郵便のみによる通知の送付を希望する。			
国籍(国名): 日本国 JAPAN		住所(国名): 日本国 JAPAN	
この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である: <input checked="" type="checkbox"/> すべての指定国 <input type="checkbox"/> 追加欄に記載した指定国			
<b>第III欄 その他の出願人又は発明者</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> その他の出願人又は発明者が続欄に記載されている。			
<b>第IV欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名</b>			
次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する: <input checked="" type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 共通の代表者		電子メールアドレス*	
氏名(名称)及びあて名(姓・名の順に記載)法人は正式の完全な名称を記載。あて名は郵便番号及び国名も記載		kokusai-taro@jpo.go.jp	
国際 太郎 KOKUSAI Taro		電話番号: 03-1234-5678	
1020081 日本国東京都千代田区四番町8番地 8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 1020081 Japan		ファクシミリ番号: 03-1234-5678	
		代理人登録番号: 123456789	
*電子メールの使用の承諾: 以下に印を付さない限り、電子メールによる通知を行う受理官庁、国際調査機関及び国際事務局が、上記に記載されたアドレスに電子メールのみで通知を送付することを承諾する。 <input type="checkbox"/> 郵便のみによる通知の送付を希望する。			
<input type="checkbox"/> 通知のためのあて名: 代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記特許内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、印を付す。			

様式PCT/R0/101 (第1局版) (2022年7月) 願書の備考事項

②提出先

- \* 条約第9条、
- 条約第10条、
- 規則19.1

PCT国際出願の出願人のうち、少なくとも1人が日本国民又は日本居住者であれば、日本国特許庁(受理官庁)に出願することができます\*。また、WIPO国際事務局は、すべてのPCT加盟国の国民又は居住者からのPCT国際出願を受理官庁として受け付けています。

### ③言語

受理官庁としての日本国特許庁が受理するPCT国際出願の言語は、日本語又は英語です。また、出願以降に出願人から受理官庁に提出する書類(手続)の言語は、当該PCT国際出願と同じ言語を使用します。

### ④国際出願日認定

受理官庁は、PCT国際出願が条約・規則に従って作成されている場合、国際出願日を認定します。

\* 規則4. 9(a) (i)

国際出願日が認定されたPCT国際出願は、その出願日の時点で有効なすべてのPCT加盟国を指定したものとみなされます(みなし全指定)\*。また、指定した国(特定の国を指定から外す手続(※)をしない限りは全加盟国)のことを「指定国」といいます。

(※)国内優先権主張による基礎出願のみなし取下げを回避するために、日本を指定国から除外したい場合の手続方法については、P34のコラム(7)をご参照ください。

\*\* 条約第11条(3)

国際出願日が認定されたPCT国際出願は、指定国における「正規の国内出願」とみなされ、国際出願日は、各指定国における「出願日」とみなされます\*\*。指定国のうち権利を取得したい国に対しては、期限(優先日から原則30ヶ月)までに国内移行手続をします(詳細は、後述の第4章「5. 国内移行する国を決めて手続を行う」参照)。

### ⑤手数料

PCT国際出願の出願人は、出願から1ヶ月以内に①送付手数料(出願書類を受理官庁が処理し、必要書類をWIPO国際事務局、国際調査機関へ送付するための手数料)、②調査手数料(国際調査機関による国際調査のための手数料)、③国際出願手数料(WIPO国際事務局が出願書類を処理するための手数料)を受理官庁に対して支払わなければなりません。日本国を受理官庁としてPCT国際出願する場合、すべての手数料は日本円で支払います。

## 2. 出願に対する国際調査の結果を受け取る

①国際調査  
(先行技術の有無を調査)

\* 条約第15条(2)、  
規則33

国際調査の目的は、PCT国際出願の請求の範囲に記載された発明に関連のある先行技術を発見することです\*。出願人に送付される「国際調査報告」には、関連があると認められた先行技術又は関連技術が記載された文献のリスト、発明の分類(国際特許分類)、調査を行った技術分野、発明の単一性(P22のコラム(4)参照)の欠如に関する情報などが記載されます。

国際調査報告の一部  
(イメージ)

国際調査報告		国際出願番号
A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))		PCT/JP2015/999999
Int.Cl. H04M3/00(2006.01)1		
B. 調査を行った分野		
調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))		
Int.Cl. H04M3/00		
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの		
日本国実用新案公報 1922-1996年		
日本国公開実用新案公報 1971-2005年		
日本国実用新案登録公報 1996-2005年		
日本国登録実用新案公報 1994-2005年		
国際調査で利用した電子データベース (データベースの名称、調査に利用した用語)		
WI & キーワード: lithium, battery, mobile		
C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2010-55555A (有限会社××)	1-7
Y	2010.07.15, 段落 [0026] - [0030], 図7	9-10
A	& US 2010/9876543 A1, 段落 [0020] - [0025], 図7 & EP 9988776 A1 & WO 2010/876543 A1	11-20
Y	JP 8-799999 A (××インコーポレイテッド) 1996.06.25, 段落 [0040] - [0050], 図1 & CN 8999999 A & KR 10-0699999 B1	9-10
<input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。		
* 引用文献のカテゴリー		
「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの		の日後に公表された文献
「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの		「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)		「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献		「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
「P」国際出願日前で、かつ優先権の基礎となる出願		「&」同一パテントファミリー文献
国際調査を完了した日	25.04.2015	国際調査報告の発送日
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 新崎 純	92 9999
	電話番号 03-3581-1101 内線 ××××	
様式PCT/ISA/210 (第2ページ) (2015年1月)		

②国際調査機関の見解書

(特許出についての審査官の見解)

\* 規則43の2

さらに、国際調査機関は、PCT国際出願の請求の範囲に記載された発明が特許性(新規性、進歩性、産業上の利用可能性)を有するものと認められるかどうか(それぞれの要件の特許性判断の基準日は「優先日」)の審査官の見解を示した「国際調査機関の見解書」を作成し\*、出願人に送付します。

国際調査機関の見解書に示された特許性についての見解は、予備的かつ非拘束的なものであるため、特許付与のための最終的な特許性判断は、各指定官庁に委ねられています。しかし、見解書で示される内容は、出願人がその後の手続に係属させるか否か、特に国内移行をするか否かを判断するための参考情報として有益です。

国際調査機関の見解書の一部  
(イメージ)

国際調査機関の見解書		国際出願番号 PCT/J P 2015/999999	
第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の21(a) (i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明			
1. 見解			
新規性 (N)	請求項	9-20	有
	請求項	1-7	無
進歩性 (IS)	請求項	14-20	有
	請求項	1-7, 9-13	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-7, 9-20	有
	請求項		無
2. 文献及び説明			
文献 1: JP 2010-55555 A (有限会社××) 2010.07.15, 段落 [0026] - [0030], 図 7 & US 2010/9876543 A1, 段落 [0020] - [0025], 図 7 & EP 9988776 A1 & WO 2010/876543 A1			
文献 2: JP 8-799999 A (××インコーポレイテッド) 1996.06.25, 段落 [0040] - [0055], 図 1 & CN 8999999 A KR 10-0699999 B1			
文献 3: JP 333333 U (××産業株式会社) 2014.01.16, 段落 [0006] - [0016], 図 1-2 (ファミリーなし)			
文献 4: US 2014/777777 A1 (JHONSON) 2014.02.20, 段落 [0010] - [0020], 図 1 & JP 2014-77777 A			
文献 5: 日本国実用新案登録出願 4-12222 号 (日本国実用新案登録出願公開 5-23333 号) の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録した CD-ROM (××工業株式会社) 1993.10.19, 全文, 図 1-3 (ファミリーなし)			
請求項 1 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 から新規性及び進歩性を有しない。 文献 1 には、・・・と判断する実施例が示されている (段落[0053]-[0057]参照)。			
請求項 2 に係る発明は、・・・			
請求項 3 に係る発明は、・・・			
様式 PCT/ISA/237 (第V欄) (2015年1月)			

③補充国際調査  
(任意)

先述の「2. ①国際調査」に加えて、出願人の任意の請求により、別の国際調査機関による国際調査を提供する補充国際調査\*があります。

\* 規則45の2

補充国際調査の目的は、発見される先行技術の言語の多様化にかんがみ、複数の国際調査機関に調査を依頼することによって、国際段階で先行技術を極力把握し、国内段階で新たな先行技術文献が発見される可能性を減少させることです。

補充国際調査を請求する場合、出願人は、優先日から22ヶ月までに請求書(PCT/IB/375)の提出と所定の手数料の納付をWIPO国際事務局に対して直接行います\*\*。

\*\* 規則45の2. 1.  
規則45の2. 2

<2024年9月現在の補充国際調査機関(10機関)>

オーストリア特許庁(AT)、欧州特許庁(EP)、フィンランド特許登録庁(FI)、ロシア特許庁(RU)、スウェーデン特許登録庁(SE)、シンガポール知的所有権庁(SG)、トルコ特許庁(TR)、ウクライナ国家知的所有権庁(UA)、北欧特許庁(XN)、ヴィシェグラード特許機構(XV)

国際調査の詳細については、特許庁ウェブサイトより、知的財産権制度説明会(実務者向け)テキスト『国際調査及び国際予備審査』をご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/index.html>





#### (4) 発明の単一性要件

PCT 国際出願は、「一の発明」又は「単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明」について行う必要があります(規則13)。一群の発明が PCT 国際出願の請求の範囲に記載されている場合には、これらの発明の間に 1 又は 2 以上の同一又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的な関係があるときに限り、発明の単一性の要件が満たされます。

国際調査機関は、その PCT 国際出願が発明の単一性の要件を満たしていない(ひとつの PCT 国際出願に技術的な関連性の薄い複数の発明概念が存在する)と認める場合、出願人に対して追加の調査手数料の支払いを求め、審査官は追加の調査手数料の支払いの有無に応じて、調査対象を決定します。出願人が必要な追加手数料の全部を期間内に納付した場合は、すべての発明について国際調査報告が作成されますが、追加納付しない場合又は必要な追加手数料の一部のみが納付された場合は、納付済みの手数料で充当できる発明にかかる分についてのみ、国際調査報告が作成されます。



#### (5) 国際調査後の対応

出願人は、国際調査報告及び見解書を受領した後、提供された特許性の判断結果等を踏まえ、その後の対応を検討することができます。主な対応として、以下の3つが挙げられます。

##### (1) 各指定国の国内段階への移行手続の準備に入る

国際調査の結果、各指定国で権利化できる可能性が高いと判断できた場合は、国内移行手続の準備を行います。(→第4章「5. 国内移行する国を決めて手続を行う」参照)

また、国内移行する前に、国際段階において、請求の範囲については補正を行うことも可能です。(→第4章「2. ④補正の機会(19条補正)」参照)

##### (2) 国際予備審査請求の準備に入る

国際調査の結果を踏まえ、請求の範囲のみならず、明細書や図面の補正も行いたい場合、提供された見解書に対して答弁書を提出したい場合等は、国際予備審査請求の準備を行います。(→第4章「4. (必要に応じて)国際予備審査を請求する」参照)

##### (3) 今後の手続を断念する

国際調査の結果、権利化できる可能性は低いと判断した場合は、その後の手続を断念することで、翻訳や国内移行手続にかかる費用を抑えることができます。また、国際公開の前に国際出願を取下げること、当該技術の公開を避けることもできます。(→第4章「6. ⑥PCT 国際出願の取下げ」参照)

④補正の機会  
(19条補正)  
請求の範囲の補正が1回  
限り可能

出願人は、国際調査報告を受領した後、国際調査報告の送付の日から2月又は優先日から16月のいずれか遅く満了する期間内に、条約第19条に基づき、請求の範囲を1回に限り補正することができます(以下、19条補正)。また、出願人は、必要により補正の内容を説明した簡単な説明書を同時に提出することができます。

19条補正の特徴と留意点は、以下のとおりです。

\* 規則46.2

\*\* 条約第19条(2)

- a. 19条補正は、WIPO国際事務局に対して提出する\*
- b. 19条補正は、出願時におけるPCT国際出願の開示の範囲を超えることはできない\*\*
- c. 請求の範囲は、全文を単位として補正しなければならない  
(補正しない請求項も含めて全文を提出しなければならない)
- d. 19条補正によって補正された請求の範囲は、出願時の請求の範囲とともに国際公開される
- e. 19条補正は、PCT国際出願の一部として各指定官庁に送達される

なお、PCT国際出願では、国際段階における補正の機会として、19条補正に加え、国際予備審査請求後に行うことのできる条約第34条に基づく補正があります(詳細は、第4章「4. ②補正の機会(34条補正)」で後述します。また、P26のコラム(6)もご参照ください)。

### 3. 出願が国際公開される

①WIPOウェブサイト上で  
の国際公開

\* 条約第21条

PCT国際出願は、優先日から18ヶ月を経過した後(出願人が早期公開を希望することも可能)、速やかにWIPO国際事務局によって国際公開\*されます。この国際公開は、第三者に対して技術情報を提供する役割を果たしており、WIPOウェブサイト「PATENTSCOPE国際・国内特許データベース検索」(詳細は第5章「PCT国際出願に関する情報の入手」参照)において電子的に行われます。

\*\* 規則48.2

国際公開の内容\*\*として、書誌ページ(国際出願日、国際出願番号、出願人、指定国、要約などが記載された「フロントページ」)や明細書、請求の範囲、及び図面の全文に加えて、国際調査報告や、19条補正があった場合には補正後の請求の範囲なども合わせて掲載されます。

②国際公開の言語

\* 規則48.3

国際公開は、「日本語、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、韓国語、ポルトガル語(「国際公開の言語」)\*」で出願されたPCT国際出願については、その言語で公開されます。それ以外の言語で出願されたPCT国際出願は、出願人が翻訳した国際公開言語で公開されます。

ただし、発明の名称、要約書、国際調査報告については、PCT国際出願が英語以外の言語の場合、必ず英語の翻訳が添付され、国際公開の第三者に対する情報価値がより高められています。

### ③国際公開の効果

国際公開は、すでに出願されている発明を国際的に公表する効果のほか、各指定国においては、その国が国内で未審査の出願を国内公開したときと同等の法的効果\*が発生します。

\* 条約第29条

例えば、国内出願の公開によって「仮保護」(補償金請求権など)を認める指定国の国内法の下では、国際公開されたPCT国際出願に対しても同じ保護が認められます。日本語PCT国際出願が国際公開された場合には、日本国内では特許法第184条の10(国際公開及び国内公表の効果など)が適用されません。

## 4. (必要に応じて)国際予備審査を請求する

### ①国際予備審査

国際予備審査は、PCT国際出願された発明の特許性に関する見解を、国際調査機関の見解書に加えて入手したいとき、あるいは、PCT国際出願の内容を補正したい場合などに、出願人が任意で請求する手続です。

発明の特許性に関しては、国際調査機関がその見解書をすでに作成しています。したがって、多くの場合、特許性判断の材料としては国際調査機関の見解書で十分と言えます。実際に、近年では予備審査請求の件数は減少傾向にあります。

一方、依然として、国際予備審査に付加的な価値を認め、国際予備審査を請求する出願人も多く存在します。例えば、国際予備審査を請求することによって、明細書、図面、請求の範囲の補正が可能になるので、その補正の機会を利用したい、あるいは補正後のPCT国際出願で改めて特許性を判断してほしい、更に国際予備審査機関の審査官と対話を試み、その対話を通じてPCT国際出願をより洗練させたい・・・などの戦略的なPCTの活用が考えられます(詳細は、後述の第4章「4. ②補正の機会(34条補正)」参照)。また、2014年7月1日以降に予備審査請求のあった案件については、国際調査機関が国際調査を行う時点においては未公開などの理由で調査できなかった文献についても、国際予備審査の調査対象とすることとなり(トップアップ調査)、より網羅的な調査結果に基づく見解を得るために国際予備審査を利用することも可能となっています。

国際予備審査を請求する場合、出願人は、国際調査報告と国際調査機関の見解書が出願人に送付された日から3ヶ月又は優先日から22ヶ月のうち、どちらか遅く満了する日までに国際予備審査の請求書を提出します。また、手数料の支払いは、国際予備審査機関が請求書を受理した日から1ヶ月又は優先日か

ら22ヶ月のうち、どちらか遅く満了する日まで\*にする必要があり、手数料が未納の場合、国際予備審査は開始されません\*\*。

\* 規則57. 3、58. 1(b)

\*\* 規則69. 1(a)

②補正の機会  
(34条補正)  
明細書、請求の範囲、図  
面の補正が複数回可能

国際予備審査を請求した出願人は、条約第34条に基づきPCT国際出願を補正することができます(以下、34条補正)。補正の対象は明細書、請求の範囲、図面であり、国際予備審査報告の作成の開始前であれば、複数回行うことができます。また、国際調査機関の見解書に対する答弁書を、必要により、34条補正とともに提出することができます。

34条補正の特徴と留意点は、以下のとおりです。

\* 規則66. 1

- a. 34条補正は、国際予備審査機関に対して提出する\*
- b. 34条補正は、出願時におけるPCT国際出願の開示の範囲を超えることはできない\*\*
- c. 34条補正の内容を踏まえた国際予備審査を実施してもらうためには、できる限り、国際予備審査の請求時、遅くとも国際予備審査が開始される前までに提出する(※)  
(※)34条補正は、規定では国際予備審査報告の作成が開始される前まで提出が可能ですが、確実に34条補正を踏まえた国際予備審査を実施してもらうためには、国際予備審査の請求時に1回目の34条補正を行うことをお勧めします。
- d. 34条補正は、国際予備審査報告の附属書類として、WIPO国際事務局を經由して各選択国に送達される

\*\* 条約第34条(2)(b)

国際予備審査の詳細については、特許庁ウェブサイトより、知的財産権制度説明会(実務者向け)テキスト『国際調査及び国際予備審査』もご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/index.html>





## (6)PCT 国際段階における補正(19 条補正と 34 条補正)

PCT 国際出願は、出願日を確保した上で、国際段階(各指定国での権利化手続に入る前)において、発明の内容をじっくり改善できることも重要なメリットのひとつです。内容の改善に際しては、出願時の開示の範囲を超えることはできませんが、例えば特許を取りやすい内容に補正する、あるいはより強い特許へと補正することもできます。

PCT 国際出願を補正する際に考慮するポイントとしては、例えば、①出願時から変化した市場動向を出願に反映させる、②国際調査、国際予備審査で指摘された事項(否定的な見解など)を出願に反映させる、③国際標準の動向を出願に反映させる、などが考えられます。

PCTの国際段階における補正の機会として、19条補正(第4章2. ④参照)と34条補正(第4章4. ②参照)があり、2つの補正の特徴、違いは以下のとおりです。

	19条補正	34条補正
補正できる者	すべての出願人	国際予備審査請求をした出願人
補正できる期間	国際調査報告の受領後、次のうちいずれか遅く満了するまで ●国際調査報告の送付の日から2月 ●優先日から16月	●国際予備審査請求時 又は ●国際予備審査請求後、国際予備審査報告の作成の開始前まで
補正の対象	請求の範囲	請求の範囲、明細書、図面
回数制限	1回限り	制限なし
提出先	WIPO国際事務局 (IB)	国際予備審査機関 (IPEA)

なお、上記の2つの補正(19条補正、34条補正)に加えて、条約第28条(及び第41条)は、国内移行の後にも、各指定官庁において補正の機会を設けることを規定しています。この補正も、もちろんPCT国際出願時の開示の範囲を超えることは原則認められませんが、最終的には各指定国の国内法令に従って、補正の手続が行われます。

補正のできる期間についても、各指定国の国内法令が国内出願に対して認める補正の期間が適用されます(規則52.1(b))。日本の場合は、特許法第17条の2の補正がこれに該当するので、PCT国際出願が特許庁に係属している場合に限り、補正を行うことができます。

## 5. 国内移行する国を決めて手続を行う

### ①国内移行期限

\* 条約第22条(1)、  
条約第39条(1)(a)

権利を取得したい国において、PCT国際出願の実体審査を受けるためには、条約が規定する国際段階を経て、それらの国々へ国内移行手続\*を行わなければなりません。さらに、権利を取得したい国への国内移行は、条約で決められた期間内(国内移行期限<sup>19</sup>)に行われなければならないため、注意が必要です。なお、国内移行期限は、優先日から通常30ヶ月以内ですが、例外もありますのでご注意ください(詳細は用語解説19を参照)。

### ②国内移行手続

\*\* 条約第22条(1)

PCT国際出願を国内段階に移行させる手続は、以下のような手続を指定官庁に対して行います\*\*。

- a. 指定官庁が認める言語へPCT国際出願を翻訳した「翻訳文の提出」(PCT国際出願の言語が指定官庁が認める言語である場合は不要)
  - b. 指定国の国内法令が定める場合、「国内手数料の支払い」
  - c. 指定国が、PCT国際出願の写しをWIPO国際事務局から未だ入手していない場合には、「PCT国際出願の写しの提出」(※)
- (※)日本も含め、実際に要求する国は少なくなっています。

出願人が、所定の期間内に国内移行手続を行わない場合、PCT国際出願は、国内移行がなかった指定国に関しては、PCT国際出願としての効果を失い、その国の「国内出願」を取り下げたことと同様の結果となります\*\*\*。

\*\*\* 条約第24条

### ③国内移行後の手続

PCT国際出願が国内に移行した後は、当該指定国の「国内出願」と同等の取り扱いとなります。したがって、その後の手続はそれらの国が定める国内法令に従って手続を行います。なかでも、代理人の選任については、ほとんどの指定官庁が、在外者が特許庁に対して直接手続することを制限しているため、国内の代理人を立てた上で国内手続を遂行することを国内法令で求めています。

各国への国内移行手続については、WIPOウェブサイト「PCT出願人の手引」において、官庁毎に掲載されている「国内段階の概要」を参考にしてください。

<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html> (※)

(※)上記は日本語版のURLですが、最新情報は英語版でご確認ください。



## 6. その他、必要に応じて手続を行う

1. ～5. でご紹介したPCT国際出願の主な手続以外にも、PCT国際出願制度においては、出願人の利便性の向上、手続上の軽微なミスを救済することを目的に様々な手続が設けられています。

以下では、PCT国際出願の様々な手続について、日本の出願人が日本国特許庁にPCT国際出願を行い、その後の必要な手続を遂行することを想定しつつ、代表的なものをご紹介します。

### ① PCT規則4.17に基づく申立て

\* 条約第27条、  
規則51の2

PCT規則4.17に基づく申立ては、出願人がPCT国際出願を国内段階に移行した後に別々の指定官庁からその国の国内的要件\*として頻繁に要求される代表的な証拠事例に関して、出願人がその事実関係を国際段階で申立て(宣言)すれば、いずれの指定官庁からもそれに関する証拠を要求されない(以下(v)を除く)とする手続です。

ただし、申立てができる手続は、以下の5つの事項に限定され、それぞれの事例の内容も一般的、典型的な事例に限られています。これらの事例以外は、申立てを提出することはできません。なお、申立てが提出された事項であっても、指定官庁が合理的な疑義を発見した場合には証拠を要求されることもあります。

\*\* 規則4.17(i)～(v)

<申立てができる手続\*\*>

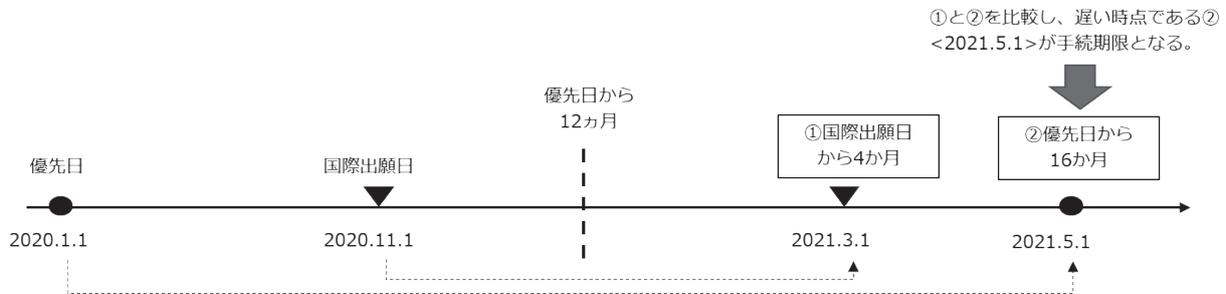
- (i) 発明者の特定に関する申立て
- (ii) 出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する申立て
- (iii) 先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格に関する申立て
- (iv) 発明者である旨の申立て(米国に国内移行するために提出する)
- (v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て

## ②優先権の主張の補正(補充)、追加

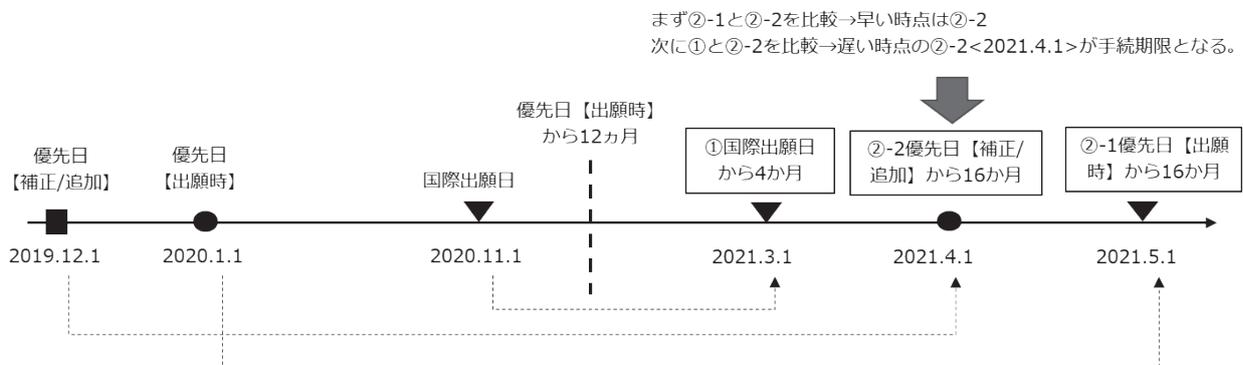
\* 規則26の2

優先権主張について、PCT国際出願時に誤って主張した場合、あるいは、主張し損ねた場合、補正又は追加することができます\*。

手続できる期間は、①「PCT国際出願日から4ヶ月」、又は②「優先日から16ヶ月」の2つの時点のうち、遅い時点までとなります。



なお、補正や追加により、優先日が変更となる場合、上記②「優先日から16ヶ月」の時点は、「出願時(補正や追加をする前)の優先日から16ヶ月」の時点(②-1)と「補正/追加された(補正や追加をした後の)優先日から16ヶ月」の時点(②-2)のうち、早い時点が採用されますのでご注意ください。



※期限が閉庁日にあたる場合は、後続の最初の開庁日が期限となります。

補正等ができる期間の詳細は、以下のWIPOのウェビナー資料も参照ください。

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/webinars/2021/10\\_11\\_2021.pdf](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/webinars/2021/10_11_2021.pdf)



### ③優先権の回復

優先期間12ヶ月の満了後、2ヶ月以内に出願されたPCT国際出願の優先日は国際段階の間維持される

\* 規則26の2. 2

#### (1)優先権主張の自動的な維持

優先権主張を伴うPCT国際出願がパリ条約に基づく優先期間12ヶ月を超えてなされた場合であっても、PCT国際出願日が優先期間の満了の日から2ヶ月以内である場合には、直ちに無効とはされず、国際段階の間、優先権主張は維持されます\*。

このように自動的に維持された優先権主張は、国際調査や国際予備審査においても考慮されます。さらに、国際段階における期間計算(国内移行のための期間計算も含む)の起算日として、取り扱われます。

ただし、このように維持された優先権主張について、国内段階移行後において有効なものとするためには優先権の回復を請求する必要があります。

優先期間内にPCT国際出願できなかったことについて、その事情により、優先権の回復が認められる場合がある

\* 規則26の2. 3

#### (2)優先権の回復

優先権を伴うPCT国際出願が優先期間である12ヶ月の満了の日から2ヶ月以内にされた場合、出願人の請求により、優先期間を遵守できなかった理由について各官庁が適用する優先権の回復基準(「期間徒過の理由が故意でない場合」又は「相当な注意を払ったにも関わらず期間徒過してしまった場合」)を満たしているときには、優先権を回復することができます\*。

そして、受理官庁で回復が認められた優先権は、原則、当該受理官庁と同等の基準を採用する指定官庁、及びそれより緩い基準を採用する指定官庁においてその効力を有します\*\*。

日本国特許庁は、「期間徒過の理由が故意でない場合」に優先権の回復を認めます。

ただし、国によっては、経過措置の適用を受けているために国内段階において優先権の回復を請求できない場合があります。各国で採用する優先権の回復基準は異なりますので、優先権の回復に関する各国の最新情報は、WIPOウェブサイトをご確認ください。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>



優先権の回復基準には、①「故意でない場合」と②「相当な注意を払った場合」の2つがある

\*\* 規則49の3. 1、  
規則49の3. 2

日本国特許庁は、より緩い基準である、①「故意でない場合」を採用している

#### ④出願後に行う補充手続(うっかりミスの救済)

出願時に陥りやすいミスの救済を目的として、国際出願の要素(「明細書」又は「請求の範囲」の全部)や国際出願の部分(「明細書」又は「請求の範囲」の部分、「図面」の全部又は部分)を出願後に補充する手続があります。以下の(1)と(2)は、補充手続を行うことにより、国際出願日は補充された日に繰り下がりますが、例外的に国際出願日が繰り下がらない(当初の国際出願日を維持できる)補充手続として、先の出願からの引用補充(以下(3))があります。

##### (1)出願時に欠落していた要素又は部分を出願後に補充する手続

当該補充は、例えば以下のようなミスをして出願してしまった場合に利用できます。

- ・明細書を作成するときに行った文書のカット&ペーストのミスで、明細書の一部を脱落したままの状態を出願してしまった。
- ・図面として図1～図5まで添付すべきところ、最後の図5を添付し忘れて出願してしまった。

\* 規則20.3、  
規則20.5

出願時に欠落していた要素又は部分を出願後に補充することにより、当該要素又は部分をPCT国際出願に含めることができます\*。しかし、その国際出願日は、欠落要素又は部分が提出された日に訂正されます(つまり、国際出願日が繰り下がります。この例外として、以下(3)の手続があります)。

なお、欠落部分の提出により国際出願日が繰り下がることが決定され、出願人がそれを不利であると判断した場合(優先権主張を伴う出願で、優先日から1年経過後の出願日となってしまう場合等)には、出願人は、補充を撤回する機会があります。補充を撤回した場合には、当該欠落部分は提出されなかったものとみなされ、当該規定に基づく国際出願日の訂正はなされなかったものとみなされます(この場合、PCT国際出願は欠落部分のある状態のまま手続が進むことになります)。

##### (2)出願時に提出した要素又は部分について、出願後にそれらは誤って提出されたものであると判明した場合において、正しい要素又は部分を補充する(差し替える)手続

当該補充は、例えば以下のようなミスをして出願してしまった場合に利用できます。

- ・誤って、まったく別案件の明細書や請求の範囲、図面を添付して出願してしまった。

\* 規則20.5の2

出願時に誤って提出した要素又は部分を、出願後にその誤って提出されたものに代わるべき正しいものを補充することにより、当該PCT国際出願から誤った要素又は部分を削除し、正しい要素又は部分に差し替えることができます\*。しかし、その国際出願日は、正しい要素又は部分が提出された日に訂正されます(つまり、国際出願日が繰り下がります。この例外として、以下(3)の手続があります)。

なお、当該補充手続により国際出願日が繰り下がることが決定され、出願人がそれを不利であると判断した場合（優先権主張を伴う出願で、優先日から1年経過後の出願日になってしまう場合等）には、出願人は、補充を撤回する機会があります。補充を撤回した場合には、正しい要素又は部分は提出されなかったものとみなされ、当該規定に基づく国際出願日の訂正はなされなかったものとみなされます（この場合、PCT 国際出願は誤った要素又は部分で構成されたまま手続が進むこととなります）。

### (3) 優先権主張の基礎となる出願の内容から引用して補充する手続(引用補充)

当該補充は、以下すべてに該当する場合に利用できます。

- ・優先権主張を伴う出願を行った。
- ・上記(1)(2)で例示したようなミスが出願後に発覚。
- ・優先権主張の基礎となる先の出願に、欠落していた要素又は部分、あるいは正しい要素又は部分が含まれている。

#### a. 欠落要素又は部分の引用補充

\* 規則20.6

PCT 国際出願における優先権主張の基礎となる出願に、欠落要素又は部分が完全に含まれていることを受理官庁が認める場合、国際出願日が繰り下がることなく(維持されたまま)、欠落要素又は部分を補充できます\*。

#### b. 正しい要素又は部分の引用補充

\* 規則20.6

PCT 国際出願における優先権主張の基礎となる出願に、出願時に誤って提出してしまった要素又は部分に代わるべき正しい要素又は部分が完全に含まれていることを受理官庁が認める場合、国際出願日が繰り下がることなく(維持されたまま)、正しい要素又は部分を補充できます\*。ただし、誤って提出してしまった要素又は部分も削除されることなく、当該 PCT 国際出願の一部として残ります。

※(3)については、国内法令との不適合のため、経過規定を適用し、引用による補充を認めていない官庁(受理官庁・指定官庁)での扱いには注意が必要です。

詳細については、特許庁ウェブサイトをご参照ください。

a. [https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/inyo\\_hoju.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/inyo_hoju.html)

(4 注意事項)

b. <https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/meisai-hoju.html>

(3 引用による補充についての注意事項)

## ⑤ 明白な誤記の訂正

\* 規則91

出願人は、PCT国際出願、又はその他の書類に明白な誤記がある場合、その誤記の訂正を請求することができます\*。

訂正の対象により、権限のある機関(受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関、又はWIPO国際事務局)に対し、優先日から26月以内に手続を行います。

## ⑥ PCT国際出願の取下げ

\* 規則90の2. 1

\*\* 条約第24条(1)(i)  
規則90の2. 6

出願人は、優先日から30ヶ月が満了するまでの間、PCT国際出願を取り下げることができます\*。PCT国際出願を取り下げた場合、指定国における国内出願の取下げと同じ効果をもってPCT国際出願の効果が消滅します(指定官庁がPCT国際出願の処理又は審査を開始している場合を除きます)\*\*。

PCT国際出願の取下げは、PCT国際出願制度のメリットを有効に活用すれば、国際調査の結果を得ながら、その発明の内容を国際公開させないことが可能です。そのためには、WIPO国際事務局において国際公開の技術的準備が完了する前までに、国際出願取下書がWIPO国際事務局に到達している必要があります。よって、国際出願取下書をWIPO国際事務局に直接提出する場合は、優先日から17ヶ月までに、受理官庁に提出する場合は、優先日から16ヶ月までに提出してください。

## ⑦ 優先権の主張の取下げ

\* 規則90の2. 3

出願人は、優先日から30ヶ月が満了するまでの間、優先権主張を取り下げることができます\*。

優先権主張の取下げによって優先日に変更が生じる場合、変更前の優先日から起算してまだ満了していない期間は、変更後の新たな優先日から改めて起算されます。

ただし、国際公開の技術的準備が完了した後に、優先権の主張取下書がWIPO国際事務局に到達した場合は、変更前の優先日から起算して国際公開が行われるので、注意してください。

## ⑧ 指定国の指定の取下げ

PCT国際出願は、その出願日の時点で有効なすべてのPCT加盟国を指定したものとみなされますが(みなし全指定)、出願人は、優先日から30ヶ

\* 規則90の2. 2

\*\* 条約第24条(1)①

月が満了するまでの間、指定国の指定を取り下げることができます\*。指定を取り下げた場合、その指定国においては、国内出願の取下げと同じ効果をもってPCT国際出願の効果が消滅します\*\*。なお、優先権主張の基礎となる先の国内出願がみなし取下げとなる国(日本、韓国、ドイツ)の指定の取下げは、PCT国際出願願書においても行うことが可能です。



## (7)国内優先権主張の基礎となる先の出願のみなし取下げ

PCT 国際出願は、1つの出願書類を条約に従って提出することにより、すべての条約加盟国に出願した効果が生じる制度であり、その条約加盟国には日本も含まれます。よって、日本の国内出願を基礎出願(先の出願)とする優先権主張を伴って PCT 国際出願(後の出願)をする場合、指定国日本では、その優先権主張は、特許法第 41 条に規定する「国内優先権主張」として扱われます。その結果、国内優先権の成立要件を満たしている場合、先の出願は、その出願日から 16 ヶ月を経過したときに取り下げられたものとみなされます(特許法第 42 条第 1 項)。

そこで、日本の国内出願を基礎出願(先の出願)とする優先権主張を伴って PCT 国際出願(後の出願)をする場合、出願人はまず、日本における権利化を先の出願と後の出願のどちらで進めるかを検討することが重要です。そして、日本において先の出願で権利化を進める場合は、先の出願のみなし取下げを回避するために、以下の3つのいずれかの手続を確実に行う必要があります。

### ①日本の指定「除外」を行う

【いつ?】 出願時

【どうやって?】 PCT 国際出願願書(第 V 欄)に設けられた日本のチェックボックスにチェックをして日本の指定を除外する

【効果は?】 PCT 国際出願は、当初から日本を指定しない出願となる  
(日本に対して国内移行はできなくなる)

### ②日本の指定「取下げ」を行う

【いつまでに?】 先の出願がみなし取下げとなる前まで  
(=先の出願の出願日から16 ヶ月まで)

【どうやって?】 「指定国の指定取下書」を受理官庁に提出する

【効果は?】 PCT 国際出願は、指定国日本に対して国内移行できなくなる

### ③「国内優先権の主張の取下げ」

【いつまでに?】 先の出願がみなし取下げとなる前まで  
(=先の出願の出願日から 16 ヶ月まで)

【どうやって?】 「上申書」を受理官庁である日本国特許庁に提出する

【効果は?】 国内優先権の基礎となる先の国内出願と、国内移行した PCT 国際出願の両方が、国内優先権に関係なく(独立した出願として)、ともに日本の国内手続に係属することになる



## (8)PCT国際出願における期間管理

※本テキスト冒頭の見開きページに、主要な手続期間を一覧にした表がございます。ぜひご利用ください。

### <PCT国際出願の手続における期間計算の基本>

- ☑特許庁に書類が到達した日が、特許庁が受理した日(書類の提出日)となります(到達主義)。
- ☑期間は、「優先日から〇ヶ月」と規定する場合があります。PCT手続において期間の計算上、「優先日」とは、優先権主張の基礎となる先の出願のうち最先の出願日であり、優先権主張を伴わない場合は国際出願日を優先日とします(条約第2条(xi))。
- ☑月をもって定めた期間は、事象が生じた日の翌日を起算日とし(初日不算入)、該当するその後の月において当該事象が生じた日に相当する日に満了します。ただし、その月に相当する日がないときは、その月の末日に満了します(規則80.2)。  
例：手続補正命令への応答期間(補正命令の発送日から2ヶ月)
  - ①補正命令の発送日が4月10日の場合  
→起算日は4月11日、「該当するその後の月」は6月、「当該事象が生じた日に応答する日」は10日。よって、6月10日に応答期間が満了する(6月10日必着で応答する必要あり)。
  - ②補正命令の発送日が7月31日の場合  
→起算日は8月1日、「該当するその後の月」は9月、「当該事象が生じた日に応答する日」は31日。しかし9月の末日は30日。よって、9月30日に応答期間が満了する(9月30日必着で応答する必要あり)。
- ☑期間の末日が官庁の就業日でない(又は通常の郵便物が配達されない日の)場合、その期間は後続の最初の就業日に満了します(規則80.5)。

### <WIPOウェブサイトが提供する PCT期間計算システム(PCT Time Limit Calculator)>

WIPOウェブサイトが提供するPCT期間計算システム(WIPOウェブサイト内の掲載場所についてはP42参照)では、最先の優先日(優先権主張をしない場合は国際出願日)などを入力することで、国際公開予定日や国内移行期限など、国際段階のさまざまな手続期限日がわかります。

ただし、このシステムでは機械的に期限日を計算表示しているだけで、WIPO国際事務局や各国国内官庁の閉庁日は考慮されていません。あくまでも目安としてご利用ください。

## 第5章 PCT国際出願に関する情報の入手

特許庁やWIPO国際事務局は、PCT国際出願制度を利用する方々に対して、さまざまな媒体を活用しながら最新情報をわかりやすく提供しています。

第5章では、特許庁及びWIPOウェブサイトについてご紹介します。PCT国際出願制度の活用にお役立てください。

<特許庁ウェブサイトのトップページ(イメージ)> <https://www.jpo.go.jp/>



The screenshot shows the JPO website homepage. At the top, there is a navigation bar with links for Home, News, Regulations/Procedures, Support Information/Usage Examples, Statistics, About JPO, and Q&A. Below this is a search bar and a 'Useful Information' button. The main content area features a search box, a 'Notice Information' section with links to J-PlatPat, trademark search, fee calculation, and IP for SMEs, and a large banner for the 'Special Administrative Annual Report 2024 Edition'. At the bottom, there is a navigation menu with icons for Patent, Utility Model, Inventive Activity, Trademark, Litigation, International Filing, and Registration. Annotations include a speech bubble pointing to the 'Regulations from System' button and another pointing to the 'International Filing' button.

文字の大きさ 小 中 大 English | 投書箱 (ご意見・ご要望) | ホームページの使い方 | アクセスマップ

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

ENHANCED BY Google

ホーム お知らせ 制度・手続 支援情報・活用事例 資料・統計 特許庁について お問い合わせ Q&A

重要なお知らせ | 申請手続デジタル化の詳細について

重要なお知らせ | 発送手続デジタル化の詳細について

サイト内検索

ENHANCED BY Google

例：出願の手続き、知的財産権制度

特許行政年次報告書 2024年版

注目情報

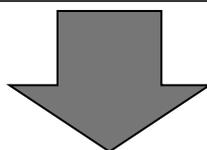
- 特許・実用新案・意匠・商標を検索 J-PlatPat(外部サイト)
- 初めての商標検索 商標を検索してみましょう
- 手軽に料金計算 手続料金計算システム
- 中小企業の皆様へ 知的財産権を事業に活かそう

①「制度から探す」をクリック

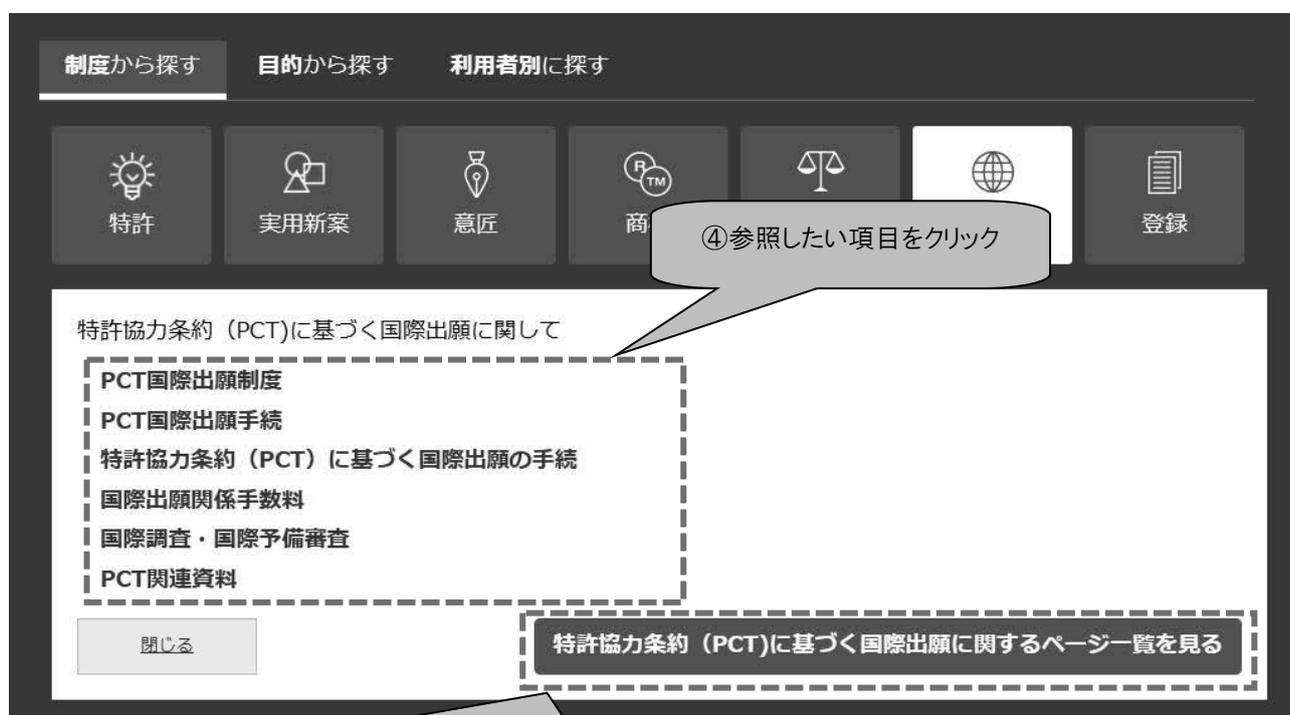
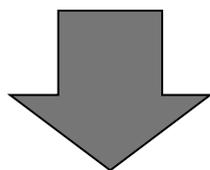
②「国際出願」をクリック

制度から探す 目的から探す 利用者別に探す

特許 実用新案 意匠 商標 審判 国際出願 登録



＜特許庁ウェブサイトのトップページ(イメージ)＞(続き)



※「特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に関するページ一覧を見る」をクリックいただくと、  
上記④に示した項目内容がすべて一覧で表示されます。

(詳細は p.39、40 をご参照ください)

<特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に関するページ一覧「国際出願(特許)」(イメージ)>

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/index.html>



## 国際出願 (特許)

PCT 国際出願の制度から手続まで、動画で紹介しています

実務者の方にも分かりやすいPCT制度・手続及び出願書類の紹介動画を配信しています。ぜひご覧ください。

- [2023年度知的財産権制度説明会](#)

## 新着情報

- [WIPO国際事務局 \(IB\) へのDASアクセスコードの通知方法](#) 2024年6月7日
- [ePCTを利用したWIPO国際事務局\(IB\)との通信手段](#) 2024年6月5日
- [新形式による国際公開について](#) 2024年6月5日
- [PCT国際出願の優先権証明書運用変更について](#) 2024年3月14日
- [PCT国際出願における電子特殊申請について \(PCT受理官庁\)](#) 2023年12月22日
- [国際出願手数料及び取扱手数料に係る新たな支援措置について](#) 2023年3月20日
- [国際出願促進交付金の交付申請手続](#) 2022年6月17日
- [PCT国際出願関連手続における押印の見直しについて](#) 2021年1月14日
- [PCT国際出願関連書類への署名方法及び署名する場合の留意点](#) 2021年1月14日

## PCT国際出願制度

PCT 国際出願制度の概要はこちら

- [PCT国際出願制度の概要](#)
- [『特許の国際出願制度のご案内 \(パンフレット\)』 \(PDF: 665KB\)](#)
- [『PCT国際出願制度の概要～海外で特許権を取得するPCTの仕組み～ \(令和5年度テキスト\)』 \(PDF: 2,553KB\)](#)
- [祝! PCT加盟40周年 \(2018年10月\)](#)

## PCT国際出願手続

- [PCT国際出願における電子特殊申請について \(PCT受理官庁\)](#)
- [PCT国際出願関連手続における押印の見直しについて](#)
- [『特許協力条約 \(PCT\) に基づく国際出願の手続 \(令和5年度テキスト\)』](#)

## 受理官庁 (国際段階) の手続

受理官庁(国際段階)の手続や様式の記載例はこちら

- [国際出願における塩基配列及びアミノ酸配列の提出方法について](#)
- [PCT国際出願関連書類への署名方法及び署名する場合の留意点](#)
- [国際出願願書/国際予備審査請求書の様式](#)
- [インターネット出願を行うためのソフトウェア](#)
- [電子出願ソフトサポートサイト \(外部サイトへリンク\)](#)
- [手数料計算用紙の様式 \(日本語\) の変更](#)
- [インターネット出願における字形表示の差違](#)
- [ファクシミリ装置を利用した国際出願書類の提出](#)

## <特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に関するページ一覧「国際出願(特許)」(イメージ)>(続き)

### <参考情報>

- [ePCTを利用したWIPO国際事務局\(IB\)との通信手段](#)
- [新形式による国際公開について](#)
- [PCT国際出願の優先権証明書運用変更について](#)
- [WIPO国際事務局 \(IB\) へのDASアクセスコードの通知方法](#)
- [規則4.17に基づく申立て](#)
- [国の名称一覧](#)
- [令和5年4月1日以降に優先期間を徒過した国際出願の優先権の回復（「故意ではない」基準）について](#)
- [規則20.5に基づく引用による補充](#)
- [規則20.5の2に基づく明細書等の補充](#)
- [国際調査見解書に対する出願人のコメント（非公式コメント）](#)
- [第三者情報提供制度](#)
- [条約19条・34条に基づく補正（書簡）における補正の根拠の表示](#)
- [「よくある質問（Q&A）」新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応策について（PCT国際出願）](#)
- [【WIPOから緊急のお知らせ】新型コロナウイルス](#)

指定官庁(国内段階)の手続や様式の記載例はこちら

### 指定官庁(国内段階)の手続

- [特許協力条約\(PCT\)に基づく国際出願の国内移行手続](#)
- [\(国内\)「正当な理由」による期間徒過後の救済について](#)
- [\(国内\)特許料等の減免制度](#)
- [\(国内\)出願の手続](#)
- [\(国内\)方式審査便覧](#)

よくあるご質問に対する回答はこちら

### PCT国際出願関係手続QA

- [PCT国際出願関係手続QA](#)

### 国際出願関係手数料

#### 最新料金情報

- [国際出願手数料及び取扱手数料に係る新たな支援措置について](#)
- [国際出願関係手数料表（2024年8月1日以降） 2024年7月1日](#)
- [国際出願関係手数料改定のお知らせ 2024年7月1日](#)
- [国際出願\(PCT\)に関する料金（試算例）](#)
- [国際出願関係手数料改定時に必要な手続等について 2024年4月1日](#)

最新の料金情報ははこちら

軽減申請書の書き方や対象要件はこちら

#### 国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置（2024年1月以降の出願・予備審査請求）

- [2024年1月以降に行う出願・予備審査請求の国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置の申請手続](#)
- [国際出願に係る軽減・支援措置のQA集](#)
- [『PCT国際出願に係る料金支援制度のご案内（パンフレット）』（PDF：1,207KB）](#)

#### 交付金措置（2023年12月末までの出願・予備審査請求）

- [2023年12月末までの出願・予備審査請求の国際出願促進交付金の交付申請手続](#)
- [国際出願促進交付金のQA集](#)
- [『PCT国際出願に係る料金支援制度のご案内（パンフレット）』（PDF：1,207KB）](#)

#### その他

- [調査手数料の一部返還](#)

## 国際調査・国際予備審査

国際調査・国際予備審査の内容についてはこちら

- [『国際調査及び予備審査』\(平成30年度実務者向け説明会テキスト\)\(PDF: 2,025KB\)](#)
- [『国際調査及び予備審査』\(平成30年度実務者向け説明会資料\)\(PDF: 848KB\)](#)
- [国際予備審査請求書の注意事項\(第IV欄4.のチェックボックスについて\)](#)
- [PCT国際調査及び予備審査ガイドライン](#)
- [PCT国際調査及び予備審査ハンドブック](#)
- [国際調査及び国際予備審査段階で出願人に送付される書類の名称変更について](#)
- [日本国特許庁によるPCT国際調査・予備審査の管轄拡大](#)
- [PCT協働調査試行プログラム](#)

## PCT関連資料

### PCT加盟国

- [PCT加盟国一覧表](#)
- [各指定国の国内移行期限](#)

### WIPO国際事務局 (IB) 関連情報

- [WIPO国際事務局 \(IB\) 問い合わせ先 \(外部サイトヘリンク\)](#)
- [PCT出願人の手引 \(外部サイトヘリンク\)](#)
- [PATENTSCOPE 国際・国内特許データベース検索 \(外部サイトヘリンク\)](#)
- [PCT Newsletter 日本語抄録 \(外部サイトヘリンク\)](#)

特許協力条約、規則、実施細則の原文はこちら

### 特許協力条約・規則等

- [条約、規則及び実施細則 \(外部サイトヘリンク\)](#)
- [PCT規則等の改正](#)

WIPOによる  
PCT関連情報の提供

WIPO国際事務局が提供するPCT関連情報は年々充実しており、役立つ情報を日本語で入手することもできます。例えば、PCTの条約・規則・実施細則の本文や、各国の情報を掲載している「PCT出願人の手引」、毎月発行される「PCTニュースレター」、WIPO国際事務局を受理官庁とする場合のPCT国際出願の手続等について、日本語で確認することができます。

<WIPO 日本語版ウェブサイト(イメージ)> <https://www.wipo.int/pct/ja/>



The screenshot shows the WIPO website interface in Japanese. At the top right, there is a language selection dropdown menu currently set to '日本語' (Japanese), with a callout bubble pointing to it that says '言語を選択できます' (You can select the language). Below the navigation bar, the main heading is 'WIPO | PCT' and 'PCT - 国際特許制度' (PCT - International Patent System). A callout bubble points to the text '非常に多数の国' (in a very large number of countries) in a paragraph, with the text 'PCT 締約国一覧へのリンク' (Link to the list of PCT member states) below it. Other elements include a search bar, an 'IP Portal ログイン' button, and various informational boxes and links.

<WIPO 日本語版ウェブサイト(イメージ)>(続き)

ニュース

全てのニュース

最新情報のメール配信

PCT ニュースレター 2024年6月号 (06/2024)  
2024年6月28日

PCT ニュースレター 2024年5月号 (05/2024)  
2024年5月30日

PCT ニュースレター 2024年4月号 (04/2024)  
2024年4月25日

ニュース一覧

PCT ニュースレター(最新情報、実務的なアドバイスを掲載)、  
年次報告等を掲載

ご注意ください - WIPO国際事務局以外の者からの手数料請求書について

**PCT関連資料**

ePCT (WIPO IP Portal) 出願

PCT期間計算システム 手数料

①PCT 条約、②PCT 規則、③実施細則本文

※日本語訳へのリンクあり

条約、規則など

**法律情報**

条約、規則、実施細則

機関及び官庁向けガイドライン (日本国特許庁 HP)

条文索引 (2022年7月1日) (英語版) PDF アーカイブ

留保及び不適合 (英語版)

公示 (PCT公報) (英語版)

規則改正 (2024年7月1日) PPT アーカイブ

FAQs

ISA及びIPEAの取決め (英語版)

PATENTSCOPE

PATENTSCOPE関連資料 (英語版)

**国情報**

PCT締約国

PCT締約国ではないがパリ条約の締約国である国 (英語版)

PCT/パリ条約/WIPO

国内段階移行期限

保護の種類 (英語版)

PCT経由の広域特許 (英語版)

優先権の回復 (英語版)

委任状の放棄 (英語版)

規則94.1(c)に基づく国際予備審査報告書 (英語版)

国際出願と国の出願

**出願**

ePCT (WIPO IP Portal)

出願人・第三者向けのePCT

ePCTビジネス・コンティニューイティ・サービス

電子サービス

PCT出願人の手引

WIPOへの直接出願

PCT-特許審査ハイウェイ試行 (PCT-PPH) (英語版)

協働調査及び審査 (CS&E) (英語版)

PCTユーザの戦略 (英語版)

PCT期間計算システム

様式  
願書 PDF  
国際予備審査請求書

PCT 出願人の手引へのリンク

(出願手続、各国への手続に関する情報を掲載)

WIPO 国際事務局を受理官庁とする場合の  
PCT 国際出願の手続へのリンク

PATENTSCOPE へのリンク

(国際公開(P23)、出願検索(P44~P45)に関連)

期間計算システムへのリンク

(P35 のコラム(8)に関連)

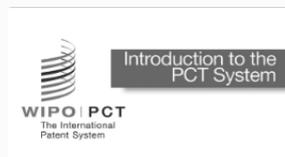
- 42 -

## <WIPO 日本語版ウェブサイト(イメージ)>(続き)

### How to...

#### 国際出願の提出方法等が確認できます

##### 国際出願の提出



##### 国際出願の管理

ePCTにおいて高度な認証を用いることにより、国際段階における出願された国際出願の関連情報をオンラインにて容易に確認、管理できる一連の機能をご利用いただけます。

##### 公開された国際出願の検索

公開された国際出願は、WIPOのグローバルデータベースの一つである PATENTSCOPEから利用可能です。このデータベースは、78の参加庁から提供された特許文献を含んでおり、1億1200万件を超える開示された技術文書を無料で検索することができます。

### お問い合わせ先

#### 問い合わせ内容に応じた連絡先が確認できます

お問い合わせ内容に応じて次の連絡先をご利用ください。

##### PCT出願の個別案件について

担当官(権限のある職員)に直接お問い合わせいただけます。

オンライン: ePCT (WIPO IP Portal) からお問い合わせいただけます(高度な認証あり・なし、どちらでも利用可)。

ePCTビジネス・コンティニューイティ・サービス(FAQs)もご利用いただけます。

FAXは2020年1月1日からは次の番号にて限定的に受付: +41 22 338 82 70、+41 22 338 90 90

##### PCT制度全般や法的事項について

E-mail: PCT インフォメーション・サービス  
電話: +41 22 338 83 38

関連リンク: PCT インフォメーション・サービス

##### 受理官庁としての国際事務局(RO/IB)へのPCT出願について

E-mail: RO/IB  
電話: +41 22 338 92 22

FAXは2020年1月1日からは次の番号にて限定的に受付: +41 22 338 82 70、+41 22 338 90 90

関連リンク: PCT受理官庁としての国際事務局への直接出願 (ePCTビジネス・コンティニューイティ・サービス(FAQs)による出願を含む)

##### ePCT、PCT-SAFE、ePCT 不通時BCP サービスを用いた電子出願について

E-mail: PCT 電子サービス  
電話: +41 22 338 95 23

関連リンク: PCT電子サービス、ePCT (WIPO IP Portal)、PCT-SAFE (英語版)、ePCTビジネス・コンティニューイティ・サービス(FAQs)、DAS (英語版)

受付時間: 月曜から金曜の午前9時から午後6時(中央ヨーロッパ時間)

WIPOによる  
出願検索サービス  
「PATENTSCOPE」

日本語による検索をはじめとして、個別のPCT国際出願に関する情報提供は、WIPOウェブサイト上の「PATENTSCOPE 国際・国内特許データベース検索」を通じて行われています。

出願番号や公開番号による照会機能に加え、特定の技術用語を用いたキーワードによる検索も可能となっています。また、自分自身の出願の公開情報を確認することにとどまらず、関心のある技術分野の出願傾向を探ること、特定の出願の各国への国内移行状況を調査することといった様々な使い方が可能となっています。

<PATENTSCOPE(イメージ)> <https://patentscope2.wipo.int/search/ja/structuredSearch.jsf>



WIPO

ヘルプ 日本語 IP Portal ログイン

言語を選択できます

検索

構造化検索

検索オペレータ 及び	検索フィールド 領域 (フロントページ)	値
検索オペレータ 及び	検索フィールド PCT 国際公開番号 (NO 番号)	値
検索オペレータ 及び	検索フィールド 出願番号	値
検索オペレータ 及び	検索フィールド 公開日	値
検索オペレータ 及び	検索フィールド 発明の名称 (日本語)	値
検索オペレータ 及び	検索フィールド 国内移行(無) 元 PCT 国際公開番号	値
検索オペレータ 及び	検索フィールド ライセンスによる利用可能性	値

検索フィールドを追加 検索フィールドをリセット

実行  
全て

言語  
日本語

語料処理

同じ/パテント ファミリーに関する文獻は1つにまとめて表示する

非特許文獻 (NPL) を含める

リセット 検索

PATENTSCOPE において、個別の出願に関する各種情報は次ページのように表示されます。国際公開の内容に加え、一定期間経過後には、その出願に関する各種情報が閲覧可能になります。

<PATENTSCOPE における個別の PCT 国際出願情報(イメージ)>

**1. WO2018075647 - SYSTEM AND METHOD FOR REDUCTION OF MEDIUM CONTENTION OVER A WIRELESS NETW**

PCT 書誌情報 明細書 請求の範囲 図面 ISR/WOSA/A17(2)(a) 国内移籍 更新情報 書類

国際公開番号: WO/2018/075647  
 公開日: 26.04.2018  
 国際出願番号: PCT/US2017/057198  
 国際出願日: 18.10.2017  
 IPC: H04L 1/18 2008.01  
 CPC: H04L 1/1825 H04L 43/18 H04L 5/0055 H04L 69/328  
 H04W 24/02 H04W 72/0453  
 分類をさらに表示

発明者の名称: [EN] SYSTEM AND METHOD FOR REDUCTION OF MEDIUM CONTENTION OVER A WIRELESS NETWORK [FR] SYSTEME ET PROCEDE DE REDUCTION DE CONTENTION DE SUPPORT SUR RESEAU SANS FIL

明細書、請求の範囲

国内移行した国の情報(※)

国際公開公報や国際調査報告、国際予備報告、優先権書類などは、こちらからご参照いただけます

Figure 1

出願人: GOOGLE LLC (US)(US) 1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94041 US

発明者: WANG, Jibing  
 代理人: FISHER, Timothy V. GORDON, Edward A.  
 優先権情報: 15/298,790 20.10.2016 US  
 公開言語 (言語コード): 英語 [EN]  
 出願言語 (言語コード): 英語 [EN]  
 指定国 (国コード): すべて表示  
 国際事務局に登録されている最新の書誌情報

要約  
 [EN] Wireless spectral or bandwidth efficiency can be impacted when multiple wireless clients are competing for the medium. The proposed methods and systems use separate frequency band for at les client device includes a host driver and a first and second wireless channel transceiver configured to communicate on first and second wireless communication channels, respectively. The client de transmits transport layer acknowledgement messages for packets received over the first wireless communication channel over the first wireless communication channel using the first wireless transport layer acknowledgement messages for packets received over the second wireless communication channel using the second wireless channel transce  
 [FR] L'efficacité spectrale sans fil ou l'efficacité de bande passante sans fil peut être affectée lorsque de multiples clients sans fil sont en compétition pour le support. Les procédés et systèmes proposés utilisent une bande de fréquence séparée pour les clients. Le dispositif client comprend un pilote hôte et un premier et un second émetteur-récepteur de canal sans fil configurés pour communiquer sur des canaux de communication sans fil, respectivement. Le client de transmission des messages d'accusé de réception de couche de transport pour les paquets reçus sur le premier canal de communication sans fil sur le premier canal de communication sans fil en utilisant les messages d'accusé de réception de couche de transport de la première couche de communication sans fil. Lorsque le dispositif client fonctionne dans le premier mode, il transmet des messages d'accusé de réception de canal sans fil à l'aide du premier émetteur-récepteur de canal sans fil. Lorsque le dispositif client fonctionne dans le second mode, il transmet des messages d'accusé de réception de canal sans fil à l'aide du second émetteur-récepteur de canal sans fil.

(※)2017年7月のPCT規則改正に伴い、すべてのPCT加盟国より、自国に国内移行した出願に関する情報がWIPO国際事務局に提供されることとなりました(規則86及び95)。しかし、情報提供のタイミングは国によって異なります。つまり、「PATENTSCOPE 国際・国内特許データベース検索」で参照可能な国内移行情報は、あくまでWIPO国際事務局が入手した範囲内の情報となり、国内移行した国として表示されていない場合であっても、国内移行されていることもあります。この点を踏まえて本データベースを利用するよう、WIPO国際事務局も注意を促しています。



## (9) WIPOが提供するオンラインポータルサイト ePCT

ePCTとは、出願人と各官庁間のPCT国際出願に関する手続きを、インターネット上で行うためのサービスです。国際公開言語(日本語含む)で利用することができ、手続き以外にも、ePCT上で国際調査報告をダウンロードすること等が可能であり、各種機能が順次拡充されています。2024年9月現在、ePCTで行うことのできる手続きは、国際事務局 (IB) と一部官庁 (※)に対するものに限られていますが、ePCTでの手続きを受理する官庁も増えてきています。

ePCTの利用にはアカウントの作成(ステップ1)が必須で、ステップ2、ステップ3の設定を追加することにより、利用可能な機能が増えます。

### ステップ1 「WIPOユーザ アカウント」の作成

ステップ1のみで利用可能な機能: 国際事務局 (IB)へのPCT中間書類の提出、第三者情報提供

### ステップ2 「高度な認証方法」の設定

(プッシュ通知やワンタイムパスワード等4つのオプションから「高度な認証方法」を選びます。)

ステップ2までで利用可能となる機能: ePCTを用いた新規国際出願の作成や提出

### ステップ3 「ePCTアクセス権」の設定

(ePCTを用いて各国際出願へのアクセス権を設定します。)

ステップ3までで利用可能となる機能: 個別案件情報の閲覧、国際調査報告の閲覧、タイムラインの表示、国際出願手続の期日等の「イベント」に関する自動通知等

(※) 日本国特許庁(受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関)への手続きにePCTは利用できません。一方で、日本国特許庁(RO/JP)にPCT国際出願した場合であっても、上述のステップ1～3を行うことで、ePCT上で当該PCT国際出願を閲覧・管理することが可能です。またステップ2までをWIPOウェブサイトで済ませておけば、ステップ3の「ePCTアクセス権の設定」については、日本国特許庁にオンライン(インターネット出願ソフト)でPCT国際出願する際に行うこともできます。ステップ3をインターネット出願ソフトでの出願時に行う方法は以下のとおりです。

(1) インターネット出願ソフトで出願する前に、ePCT ホームページからカスタマーID、アクセス権コードを取得

The screenshot shows the WIPO ePCT portal interface. At the top, there is a navigation bar with the WIPO logo and a language selector set to Japanese. Below the navigation bar, there is a main content area with a header 'ePCT - ワークベンチ' and a button '新規国際出願を作成'. A sidebar menu on the right contains several options, with 'アクセス権コードの生成' (Generate Access Code) highlighted. A red arrow points to this option, and a callout box with a red border contains the instruction '① 「アクセス権コードの作成」をクリック' (Click 'Generate Access Code'). Below the sidebar, there is a large text box with the heading 'アクセス権コードの生成 (ePCT と互換性のあるソフトウェア経由で出願する際に利用)' (Generate Access Code (Use when filing via software compatible with ePCT)). The text in this box reads: '重要: 現在 ePCT DEMO Version にログインしています。ここで生成されるコードは、実際には使用できませんので、ご注意ください。ePCT と互換性のあるソフトウェア 経由で出願を行う場合には、出願過程でアクセス権コードを生成しておくことで、出願に対する ePCT 上のアクセス権限取得を申請することが可能です。このアクセス権コードは、出願時に限り、1件の出願についてのみ使用できます。ePCT で出願する場合には、このコードは必要ありません。' At the bottom of the page, there is a button labeled 'コードを生成' (Generate Code).

## アクセス権コードの生成 (ePCT と互換性のあるソフトウェア経由で出願する際に利用)

【注意】 アクセス権コードは出願毎に生成する必要があります。

ePCT と互換性のあるソフトウェア 経由で出願を行う場合、ePCT 上のアクセス権取得を申請することが可能です。このアクセス権コードは、出願時に限り、1 件の出願についてのみ使用できます。ePCT で出願する場合には、このコードは必要ありません。

コードを生成

② 「コードの生成」をクリック

ePCT と互換性のあるソフトウェアの署名画面で、所定の欄に下のカスタマー ID とアクセス権コードをコピーして貼り付けてください。国際事務局に記録原本が到達すると、このカスタマー ID の保有者にアクセス権が自動的に付与されます。

カスタマー ID

アクセス権コード

③ 表示されるカスタマー ID、及びアクセス権コードを取得

新しいコードを生成

(2) インターネット出願ソフトで出願する際にポップアップで現れる「ePCT アクセス権の取得」画面に、(1) で取得したカスタマー ID、アクセス権コードを貼り付ける

ePCT アクセス権の取得

出願ソフトで PCT 国際出願をする際に、ePCT アクセス権 (access rights) の取得が可能です。

これにより、ePCT 上で当該 PCT 国際出願の閲覧、管理及び IB へ中間書類の提出ができます。また、国際調査報告や見解書等のダウンロード、アクセス権の共有設定等もできます。

アクセス権の取得方法や便利な機能につきましては、下のボタンからご覧いただけます。

アクセス権の取得方法はこちら

今すぐアクセス権を取得する

カスタマー ID:

アクセス権コード

※このアクセス権コードは、当該 PCT 国際出願についてのみ使用できます。

今はアクセス権を取得しない

※出願後に取得も可能です

OK キャンセル

本ポップアップは開発中の画面であり、2024 年 12 月に実装予定です (アクセス権の設定は現在も可能です)。

★ 詳細は WIPO ウェブサイトや特許庁 HP でご確認ください ★

< ePCT ログインページ > (「WIPO ユーザ アカウント」作成はこちら)

<https://pct.wipo.int/ePCT/about-epct.xhtml?goto=https%3A%2F%2Fpct.wipo.int%3A443%2FePCT%2F&lang=ja>



< ePCT を利用した WIPO 国際事務局 (IB) との通信手段 >

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/ib.html>



■■PCT 国際出願制度に関する各種問い合わせ先■■

【日本国特許庁へのお問い合わせ】

代表：03-3581-1101

- (1) PCT国際出願の制度について  
審査業務部 出願課 国際出願室 企画調査班 内線 2642
- (2) PCT国際出願の出願手続について  
審査業務部 出願課 国際出願室 受理官庁担当 内線 2643
- (3) 日本への国内移行手続について  
審査業務部 審査業務課 方式審査室 指定官庁担当 内線 2644

【WIPO国際事務局へのお問い合わせ】

- (1) WIPO/PCT一般相談:PCTインフォメーションサービス(PCT Infoline)(原則英語)  
電話 : (41-22)338-8338  
E-mail : pct.infoline@wipo.int  
電話の問い合わせで日本語を希望する場合は、その旨お伝えください。  
E-mailの問い合わせは日本語も可能です。
- (2) 日本国特許庁を受理官庁として出願した個別のPCT国際出願に関する質問
  - ① 国際出願番号の末尾が00~49のPCT国際出願に関して(日本語可)  
電話 : (41-22)338-7407  
E-mail: pct.team7@wipo.int
  - ② 国際出願番号の末尾が50~99のPCT国際出願に関して(日本語可)  
電話 : (41-22)338-7408  
E-mail: pct.team8@wipo.int
- (3) 受理官庁としてのWIPO国際事務局(RO/IB)(英語のみ)  
電話 : (41-22)338-9222  
E-mail: ro.ib@wipo.int
- (4) ePCTに関する質問:PCT eServices Help Desk(原則英語)  
電話 : (41-22)338-9523

E-mail: [pct.eservices@wipo.int](mailto:pct.eservices@wipo.int)

電話の問い合わせで日本語を希望する場合は、その旨お伝えください。

E-mail の問い合わせは日本語も可能です。

なお、ePCT に関するお問い合わせであっても、個別案件に関わる場合、Operations Division にお問い合わせいただくことも可能です。

## ■ ■用語解説■ ■

### 1 特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty : PCT)

特許にかかる発明を多くの国々に出願する際の出願人の労力、費用的な負担を軽減し、かつ各国特許庁が行う手続負担と重複業務の軽減を目的として、1970年6月にワシントンで採択された条約です。1978年に条約が発効し、日本も同年10月からの加盟国です。

PCTは、「発明の保護のための出願並びにその出願にかかる(先行技術)調査及び(予備的な)審査における協力」などを目的としており(条約第1条)、PCT国際出願をした発明が各国において特許を受けられるかどうかについては、各国の実体審査に委ねられています。

### 2 優先日 (Priority Date)

PCT国際出願に関する多くの期間を計算する起算日となる優先日は、①PCT国際出願が優先権の主張を伴う場合、その優先権主張の基礎となる出願の日をいい、②基礎となる出願(国内出願、PCT国際出願など)が2件以上ある場合には、そのうちの最先の出願の出願日となります。また、優先権の主張を伴わないPCT国際出願の優先日は、③PCT国際出願の国際出願日です(条約第2条)。

### 3 国際調査 (International Search)

PCT国際出願の請求の範囲について関連のある先行技術を発見することを目的として、国際調査機関(用語解説12参照)が行います(条約第15条)。

### 4 国際調査報告 (International Search Report : ISR)

国際調査機関は、国際調査機関による調査用写しの受領から3ヶ月、又は優先日から9ヶ月のうちいずれか遅く満了する期間までに、国際調査報告を作成します。国際調査報告には、国際調査を行った分類、関連する技術に関する文献、発明の単一性に関する注釈などが記載されます(条約第18条)。

### 5 国際調査機関の見解書 (Written Opinion of the ISA : WOSA)

国際調査機関は、国際調査報告を作成すると同時に、国際調査機関の見解書を作成します。国際調査機関の見解書には、出願された発明が特許性(新規性、進歩性、産業上の利用可能性)を満たしているか、条約に定める要件を満たしているかなど、PCT第34条(2)に掲げる要件に対しての肯定、否定の見解が記載されます。国際調査機関の見解書に対して、出願人は国際予備審査を請求することで、反論、抗弁の機会が与えられます(規則43の2.1)。

### 6 国際予備審査 (International Preliminary Examination)

PCT国際出願は、出願人の請求により国際予備審査の対象となります。国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明が、新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかについて、予備的な、かつ拘束力のない見解を示すことを目的として国際予備審査機関(用語解説15参照)が行います(条約第31条、条約第33条)。

### 7 翻訳文 (Translation of International Application)

出願人は、PCT国際出願の明細書、請求の範囲、図面の文言、要約を、指定官庁が定める所定の言語に翻訳した翻訳文を提出します(条約第22条、条約第39条)。ただし、所定の期間内に手続をすることができなかったことについて「正当な理由」があるときは、その理由がなくなった日から2ヶ月以内で期間の経過後1年以内であれば所定の期間徒過後の手続が許容されます。また、19条補正、34条補正が国際段階で行われた場合には、それらの翻訳文も国内移行期限内に提

---

出しなければなりません。その提出がない場合、19 条補正、34 条補正は国際段階で行われなかったものとみなされます。

#### 8 指定国 (Designated State)／指定官庁 (Designated Office : DO)

PCT 国際出願願書において、出願人が発明の保護を求めるために指定した加盟国です。また、その加盟国の官庁は、指定官庁と呼ばれます(条約第 4 条)。

#### 9 受理官庁 (Receiving Office : RO)

PCT 国際出願の出願を受け付ける官庁であり、通常は出願人がその居住者、又は国民である締約国の国内官庁(特許庁)が受理官庁となります。受理官庁は、PCT 国際出願を点検し、条約に従って処理をします(条約第 10 条)。

#### 10 国際段階 (International Phase)

PCT 国際出願が出願され、国際出願日が付与されてから、その PCT 国際出願が指定国の国内段階に移行するまでの期間をいいます。国際段階の手続は、条約や規則において手続が規定されており、国内移行後に各国の国内法令の規定に従う「国内段階(National Phase)」とその性格を異にしています。

#### 11 WIPO 国際事務局 (International Bureau of WIPO : IB)

WIPO 国際事務局は、知的所有権の保護の促進、諸同盟国の管理に関する協力の確保を目的とする国連の専門機関の一つである「世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization : WIPO)」に設置された PCT 国際出願制度を統括する事務局で、スイス(ジュネーブ)に置かれています。WIPO 国際事務局は、PCT 同盟の管理業務、同盟の諸機関の事務局としての職務、公報その他の刊行物の発行を行います(条約第 55 条)。

#### 12 国際調査機関 (International Searching Authority : ISA)

国際調査を行う機関であり、人員及び資料に関する最小限の要件を備えた国内官庁及び政府間機関の中から、PCT 同盟総会の承認を得て、当該国内官庁又は政府間機関と WIPO 国際事務局との取決めの締結を条件として選定されます(条約第 16 条)。なお、当該国内官庁又は政府間機関は、国際予備審査機関として選定されなければなりません(規則 36.1)。

#### 13 補充国際調査 (Supplementary International Search : SIS)

2009 年 1 月より開始された制度で、出願時に選択する国際調査機関による国際調査に加えて、出願人の希望により別の国際調査機関による国際調査を提供するものです。複数の国際調査報告を得ることによって、国際段階で先行技術を極力把握し、国内段階で新たな先行技術文献が発見される可能性を減少させることを目的としています(規則 45 の 2)。

#### 14 特許性に関する国際予備報告(第 II 章) (International Preliminary Report on Patentability (PCT Chapter II) : IPRP(II))(=国際予備審査報告)

国際予備審査機関によって作成される発明の特許性に関する報告書です。特許性に関する報告とは、PCT 国際出願の請求の範囲が、新規性、進歩性、産業上の利用可能性の基準に適合しているかどうかに関して、各請求の範囲毎に「有」「無」を表記するものです。さらに、結論を裏付ける文献を列記し、場合により必要な説明や他の意見を付します(条約第 35 条)。

国際予備審査を希望する場合には、国際調査報告及び国際調査機関の見解書が出願人に送付された日から 3 ヶ月か、優先日から 22 ヶ月の期限のうち、どちらか遅く満了する日までに請求書を国際予備審査機関に直接提出します(規則 54 の 2.1)。

---

一方、出願人が国際予備審査を請求しない場合、国際調査機関の見解書が、WIPO 国際事務局によって新たな報告として加工され、英訳が付されます。この報告書は、「特許性に関する国際予備報告(第 I 章)」と呼ばれます。「特許性に関する国際予備報告(第 I 章)」の内容は、国際調査機関の見解書と同一の内容です。なお、「特許性に関する国際予備報告」に(第 I 章)又は(第 II 章)と付記されているのは、PCT の第 I 章に規定された手続(国際予備審査を請求しない手続)の中で生成された報告書又は、条約の第 II 章に規定された手続(国際予備審査を請求する手続)の中で生成された報告書であるためです。

#### 15 国際予備審査機関 (International Preliminary Examining Authority : IPEA)

国際予備審査を行う機関であり、人員及び資料に関する最小限の要件を備えた国内官庁及び政府間機関の中から、PCT 同盟総会の承認を得て、当該国内官庁又は政府間機関と WIPO 国際事務局との取決めの締結を条件として選定されます(条約第 32 条)。なお、当該国内官庁又は政府間機関は、国際調査機関として選定されていなければなりません(規則 63.1)。

#### 16 国際公開 (International Publication)

国際公開は、PCT 国際出願の明細書、請求の範囲、図面(該当する場合)、要約、国際調査報告、19 条補正などを掲載した国際的な出願公開です。PCT 国際出願の優先日から 18 ヶ月を経過した後、速やかに行われます(条約第 21 条)。

国際公開の効果は、審査を経ていない国内出願の強制的な国内公開について、当該指定国の国内法令が定める効果と同一とされています(条約第 29 条)。

#### 17 条約第 19 条に基づく補正 (Amendments under Article 19)

国際調査報告の送付の日から 2 ヶ月、又は優先日から 16 ヶ月のうちいずれか遅く満了する期間までに、出願人が 1 回に限り行える請求の範囲に対する補正(PCT 国際出願時における開示の範囲内)で、WIPO 国際事務局に補正書を提出して行います(条約第 19 条)。

#### 18 条約第 34 条に基づく補正 (Amendments under Article 34)

国際予備審査の請求をした出願人が、請求の日から国際予備審査報告の作成までの期間内に行うことができる明細書、請求の範囲及び図面に対する補正(PCT 国際出願時における開示の範囲内)で、国際予備審査機関に補正書を提出して行います(条約第 34 条)。

#### 19 国内移行期限 (Time limit for entering the national phase)

国内移行期限とは、PCT 国際出願を、国内で実体審査を受けるための国内手続に係属させる手続(国内移行手続)を行わなければならない期限です。通常、優先日から 30 ヶ月ですが、各国によっては 31 ヶ月、32 ヶ月と、若干の猶予を与えて国内移行期限としている指定国(選択国)もあります。なお、ルクセンブルク(LU)とタンザニア(TZ)では、自国の国内法令との整合性が確保されるまで、国内移行手続である翻訳文の提出期限が優先日から 20 ヶ月(LU)又は 21 ヶ月(TZ)となっており、19 ヶ月を経過する前に国際予備審査の請求を行った場合に限り、国内移行期限が 30 ヶ月(LU)又は 31 ヶ月(TZ)になるため注意が必要です(2023 年 7 月現在)。最新情報は、WIPO ウェブサイト等でご確認ください。



本テキストは、PCT 国際出願制度の基礎をご理解いただくことを目的としたものです。PCT 国際出願の案件によって、それぞれの事情やそのときの処理のタイミングが異なりますので、気になることがある場合は、国際出願番号などで案件を特定の上、特許庁や WIPO 国際事務局の各担当までご照会ください。

<本テキストの内容に関するお問い合わせ先>

代表：03-3581-1101

PCT国際出願の制度について（国際出願室）内線2642

PCT国際出願の申請手続について（受理官庁）内線2643

日本への国内移行手続について（指定官庁）内線2644

**リサイクル適性** 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。